

第2次亀山市環境基本計画
前期実施計画／進行管理表
(令和6年度進捗状況)

Action for SMILE 2030

～みんなの笑顔かがやく環境のまち 健都 かめやま～

SDG s + SMILE



亀山市産業環境部環境課

令和7年8月

目 次

令和6年度進捗状況について	2
令和6年度進捗状況評価一覧	3
「共生」：人と自然の共生	5
成果指標に関する目標と実績	6
<取組方針>	
「知る・感じる」（生物多様性について学ぶ・認識する）	7
「守る・創る」（生物多様性を保全・創造する。）	9
「享受する」（生物多様性の恵みを享受する。）	12
「快適」：快適な生活環境の創造	15
成果指標に関する目標と実績	16
<取組方針>	
「美しいまちをつくる」（まちの美観を維持・向上する。）	17
「環境と経済の調和を図る」（環境に配慮した事業活動を促進する。）	19
「きれいな水を守る」（生活排水処理対策を推進する。）	21
「循環」 循環型社会の構築	23
成果指標に関する目標と実績	24
<取組方針>	
「抑制する」（ごみの発生・排出を抑制する。）	25
「再使用する」（使えるものは繰り返し使う。）	27
「再生利用する」（資源として有効利用する。）	29
「適正に処理する」（適正に収集及び処理し、資源として有効利用する。）	31
「低炭素」脱炭素につながる高度な低炭素社会の構築	35
成果指標に関する目標と実績	36
<取組方針>	
「減らす」（温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を減らす。）	37
「活用する」（再生可能エネルギーを活用する。）	40
「適応する」（気候変動の影響に適応する。）	42
「参画・協働」参画と協働による推進	45
成果指標に関する目標と実績	46
<取組方針>	
「学ぶ」（環境教育・環境学習を推進する。）	47
「みんなで進める」（みんなで協働して取り組む。）	49

第2次亀山市環境基本計画前期実施計画

令和6年度進捗状況について

第2次亀山市環境基本計画の第8章「計画の推進」2「進行管理」にもとづき、令和6年度における施策の進捗状況を報告します。

達成状況の評価については、5分野の基本施策別とし、4～5ページ「評価一覧」のとおり、成果指標に関する目標と実績及び評価シート（取組方針及び施策の方向）を作成いたしました。

進捗状況の評価につきましては、次のとおりです。

- | | |
|-------------|-------------|
| A：順調に進んでいる | B：まずまず進んでいる |
| C：あまり進んでいない | D：進んでいない |

なお、評価シート作成の基となる各課における取組実績については、令和6年5月に聞き取りを実施しています。今後、本進捗状況にもとづき、各課の取組内容の検討を実施します。

<参考 第2次亀山市環境基本計画の第8章「計画の推進」2「進行管理」について>

本計画における施策の達成に資する事業等を整理するとともに、成果指標や取組方針の達成状況を毎年度確認し、その結果に応じて取組方法等を検討することで、着実な計画の推進を図り、その結果については、ホームページ等で公表する旨を記載しています。

亀山市環境基本計画 令和6年度進捗状況評価一覧

項目		進捗状況の評価	
共生	取組方針1：「知る・感じる」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（1）：生物多様性に関する周知・啓発活動等の実施	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（2）：自然との触れ合いの場と機会の提供	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（3）：市民活動団体等との連携・協力及び育成・支援	B	まずまず進んでいる
	取組方針2：「守る・創る」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（1）：緑の保全・創出	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（2）：水環境の保全・創出	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（3）：動植物の保護・管理	B	まずまず進んでいる
	取組方針3：「享受する」	A	順調に進んでいる
	施策の方向（1）：地産地消の促進	A	順調に進んでいる
施策の方向（2）：地域の自然資源の活用	A	順調に進んでいる	
快適	取組方針1：「美しいまちをつくる」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（1）：環境美化に関する周知・啓発活動等の実施	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（2）：まちの美観の維持・向上への取組の推進	A	順調に進んでいる
	施策の方向（3）：不法投棄の防止に関する取組の推進	B	まずまず進んでいる
	取組方針2：「環境と経済の調和を図る」	A	順調に進んでいる
	施策の方向（1）：環境影響の調査・監視	A	順調に進んでいる
	施策の方向（2）：環境への負荷の低減	A	順調に進んでいる
	取組方針3：「きれいな水を守る」	A	順調に進んでいる
	施策の方向（1）：生活排水処理への意識の向上	A	順調に進んでいる
	施策の方向（2）：生活排水処理対策の推進	A	順調に進んでいる
施策の方向（3）：し尿処理施設の整備等に関する検討	A	順調に進んでいる	
循環	取組方針1：「抑制する」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（1）：ごみの排出抑制に関する周知・啓発活動等の実施	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（2）：ごみの排出抑制に関する取組の推進	B	まずまず進んでいる
	取組方針2：「再使用する」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（1）：ごみの再使用に関する周知・啓発活動等の実施	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（2）：公共部門における再使用の推進	B	まずまず進んでいる
	取組方針3：「再生利用する」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（1）：ごみの再生利用に関する周知・啓発活動等の実施	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（2）：ごみの再生利用の拡大	B	まずまず進んでいる
	取組方針4：「適正に処理する」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（1）：ごみの安全・安心で安定的な収集・運搬の実施	A	順調に進んでいる
	施策の方向（2）：ごみの種別に応じた適正処理の推進	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（3）：ごみ処理施設の整備等に関する検討	A	順調に進んでいる
施策の方向（4）：ごみ処理に関する情報の公開	B	まずまず進んでいる	

項目		進捗状況の評価	
低 炭 素	取組方針1：「減らす」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（1）：省エネルギー・省資源行動に関する周知・啓発活動等の実施	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（2）：省エネルギー・省資源行動の促進	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（3）：二酸化炭素の吸収源の保全及び強化	A	順調に進んでいる
	施策の方向（4）：低炭素なまちづくりと暮らしの推進	A	順調に進んでいる
	施策の方向（5）：公共部門における二酸化炭素排出量削減の取組の推進	B	まずまず進んでいる
	取組方針2：「活用する」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（1）：再生可能エネルギーに関する周知・啓発活動等の実施	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（2）：適正導入による再生可能エネルギーの普及促進	C	あまり進んでいない
	施策の方向（3）：公共部門における再生可能エネルギー等の導入	B	まずまず進んでいる
	取組方針3：「適応する」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（1）：気候変動の影響への適応	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（2）：自然災害の軽減・回避	B	まずまず進んでいる
施策の方向（3）：健康被害の予防	A	順調に進んでいる	
参 画 ・ 協 働	取組方針1：「学ぶ」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（1）：環境に関する周知・啓発活動等の実施	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（2）：環境教育の推進	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（3）：環境に関する生涯学習の機会の提供	A	順調に進んでいる
	取組方針2：「みんなで進める」	B	まずまず進んでいる
施策の方向（1）：多様な主体の参画と協働	B	まずまず進んでいる	

「共生」：人と自然の共生

亀山市生物多様性地域戦略



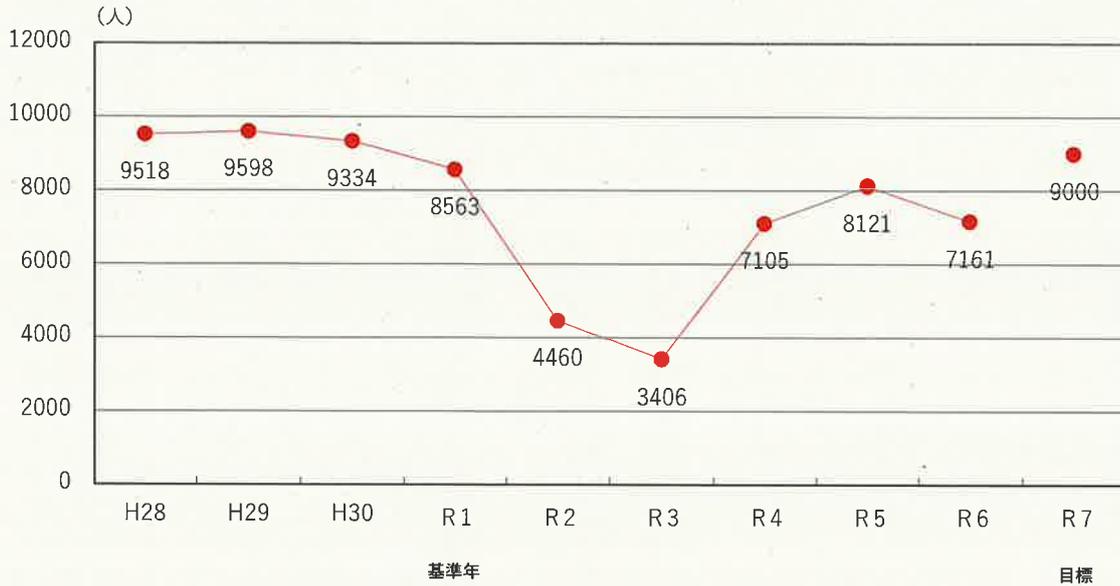
※本章と関連する SDGs のゴールのアイコンを掲載しています。また、特に関係の深いゴールは大きなアイコンで掲載しています。

「共生」 : 人と自然の共生

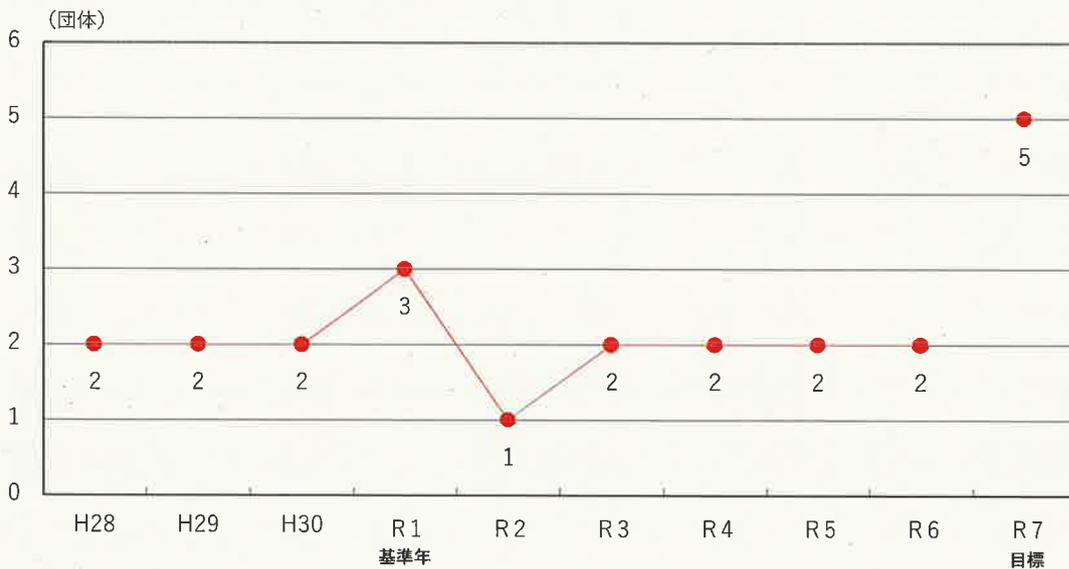


1. 成果指標に関する目標と実績

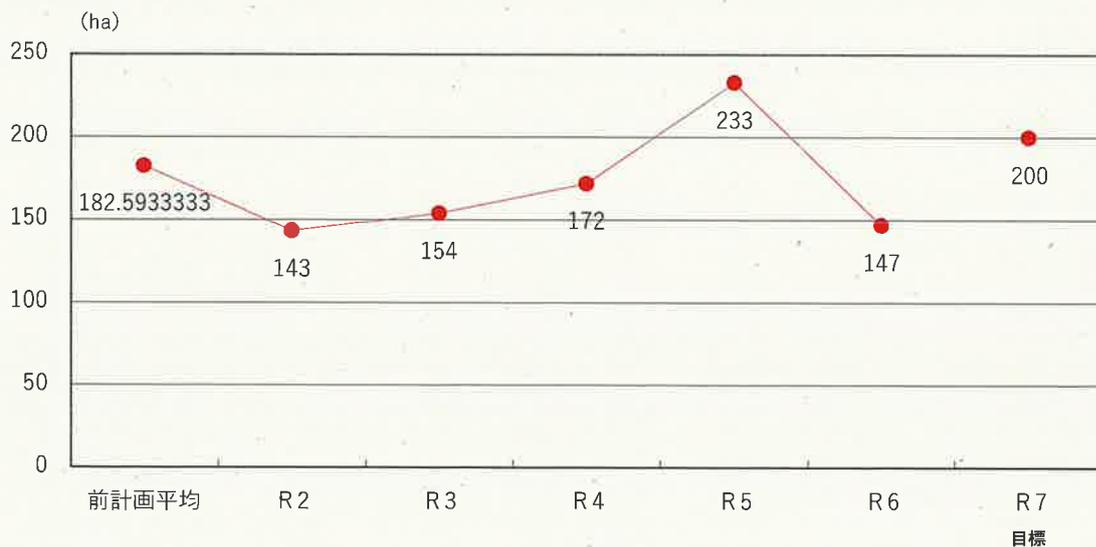
成果指標 自然環境に関するイベント等に参加した人数等



成果指標 外来生物の駆除に取り組む市民活動団体数



成果指標 間伐面積 (平均)



共生<取組方針1>

「知る・感じる」(生物多様性について学ぶ・認識する。)

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 各施設や協議会等において、各種事業を実施したことで周知啓発が行えた。 安心・安全に利用できるように各施設の環境整備や改修が行われ、触れ合いの場の提供、体験学習の機会が多く設けられ、自然への理解が深められている。 市民活動団体間の情報交換や活動の周知を実施したことで協働によるまちづくりの定着につながった。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全・安心に利用できる環境整備や改修を行い、触れ合いの場の提供、体験学習の機会を引き続き設けていく。 市民活動応援制度の利用を促し、活動に対する支援を行い団体の育成を図る。 	

取組方針における施策の方向

(1) 生物多様性に関する周知・啓発活動等の実施

〔取組内容〕

- ①広報かめやま、ホームページ等に生物多様性に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- ②専門的な学習機会を提供するとともに、学習の成果を地域に還元し、亀山市民としての誇りを持ち、自ら地域課題解決に取り組む市民を育んでいく学びの場を提供します。
- ③市職員を対象とした生物多様性に関する研修等を実施することにより、その重要性の認識を促し、生物多様性に配慮した事業の実施に繋がります。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 各施設や協議会において、各種事業を実施したことで周知、啓発が行えた。 放課後児童クラブで出前講座を新規に実施した。 市政を担う職員向けの研修が未実施だが、職員掲示板を活用して周知を行っている。
<p>実施状況</p>	<p>かめやま出前講座を放課後児童クラブ(4支部)での利用があった。 里山塾の開催、鈴鹿川等源流の森林づくり協議会における自然と触れ合うイベントや講座の実施により、生物多様性に関する周知啓発が進んだ。</p>
<p>問題点</p>	<p>公立幼稚園や保育園では、責任者の移動により方針が変わり、出前トークの利用状況が左右される。イベントが恒常化しないような工夫と自然と触れ合う機会を提供する施設の維持管理を行い、イベント等の利用者を増やしていく必要がある。生物多様性の概念について、施策を推進する職員が正しく理解し、各事業において配慮を行い、生物多様性を生かした内容にしていく必要がある。</p>
<p>課題</p>	<p>利用の無い幼稚園、保育園などに自然保育を実施することの大切さを伝え、利用促進を図るがある。多様な趣味趣向の市民の方々に参加いただけるよう、関心や理解を深める機会を創出する必要がある。 職員向けの研修を行うために、業務の中で実践できるような内容を検討する。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>施設利用者が安全・安心に利用できる環境づくりに努め、多様な発想をもってイベントを計画していく。職員掲示板等を利用した情報発信を行い、業務における生物多様性への配慮を呼びかける。</p>

(2) 自然との触れ合いの場と機会の提供

〔取組内容〕

- ①本市の自然公園である亀山里山公園「みちくさ」及び亀山森林公園「やまびこ」において、市民が実際に自然に触れることができる場を提供するとともに、自然への理解を深めることができるよう、体験学習の機会を確保します。
- ②本市の市民農園である亀山市ふれあい農園における農産物栽培、石水溪、東海自然歩道や亀山7座その他の市の自然資源を活かした自然や動植物との触れ合いの場を提供します。

令和6年度進捗状況	〔理由〕 ・安全・安心に利用できるように各施設の環境整備や改修などが行われている。 ・自然や動植物との触れ合いの場の提供並びに体験学習の機会が多く設けられ、自然への理解が深めることができた。
B まずは進んでいる	
実施状況	亀山森林公園、石水溪キャンプ場、ふれあい農園、東海自然歩道や亀山7座トレイル等、多くのイベント等を実施したことで、自然との触れ合いの場と観察及び体験学習の機会が提供できた。
問題点	自然公園（里山・森林）を知らない方も多く、施設の魅力やイベント情報の発信方法を考える必要がある。施設内で老朽化している箇所や駐車場が不足している。グリーンツーリズムに係る取り組みができていない。
課題	イベントが恒常化しないよう工夫することや老朽化した施設の改修を行う必要がある。駐車場不足のため、施設への来場方法を考える必要がある。利用者にイベントの趣旨や周知したい事項が伝わるように周知方法などを見直す必要がある。
今後の方向性	安全・安心に利用できるように、施設の適切な維持管理や環境整備を行いつつ、不足している駐車場の増設を検討する。亀山公式LINEなどを活用し施設のPRを行い、また、多くの来場がある図書館にて情報発信を継続して行う。

(3) 市民活動団体等との連携・協力及び育成・支援

〔取組内容〕

- ①生物多様性の保全や創造に取り組む市民活動団体等への情報提供を行うとともに、市民活動団体等と連携した取組を展開するため、相互の情報共有を図ります。
- ②市民活動団体等と連携・協力した事業を展開するとともに、必要に応じて原材料の支給等、市民活動団体等の活動を支援します。
- ③生物多様性の保全や創造に関する市民活動団体等の取組について広く周知することにより、そうした活動の更なる活性化を図ります。

令和6年度進捗状況	〔理由〕 ・市民活動団体間の情報交換や活動の周知を実施した。 ・市民活動応援制度や協働事業提案制度を活用し、市民活動団体を支援したことで協働によるまちづくりの定着につながった。 ・活動者の高齢化等により、既存団体の担い手不足が想定される。
B まずは進んでいる	
実施状況	環境未来創造会議や鈴鹿川等源流の森林づくり協議会等において、市民活動団体と情報交換を行うとともに、それらの活動の周知を行った。 地域まちづくり協議会の応援券の使用率が前年比5.1ポイント増加したことで、市民活動応援制度登録団体の財政的活動支援を行った。鈴鹿川の源流域である加太、坂下、野登地区で自然環境に触れられる場を提供した。
問題点	市民活動に携わる方の高齢化が進んでおり、今後の活動が困難になることが想定される。観賞用メダカの広まり等、外来種の拡散に歯止めが利かない。地域まちづくり協議会による応援券を活用した事業が実施され、応援券の使用率が過去最高となったが、協議会間での使用率の差が生じている。
課題	市民活動団体や行政、企業等の様々な各主体をつなぎ合わせるコーディネート機能の構築が必要である。多様な主体が外来種に対し関心を持つことで早期発見でき、駆除への取組主体の増加につなげる必要がある。
今後の方向性	市民活動団体等の活動状況の把握に努め、状況に合わせた支援を行う。拡散が著しい外来種に対する情報提供に努める。市民活動団体間の情報交換の場作りなどの支援を行い、団体の育成を図る。

共生<取組方針2>

「守る・創る」(生物多様性を保全・創造する。)

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備や農地保全は行われているが、高齢化や後継者不足の解消につながる支援を行う必要がある。 ・かめやま生物多様性共生区域認定制度を活用し、生物多様性を守る区域を拡大する必要がある。 ・企業地や公共施設における生物多様性の保全が進まず、積極的に保全されるよう推進していく必要がある。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備と農地保全については、これまでの取組で効果的なものは継続しつつ、担い手の確保につながる支援を行う。 ・様々な媒体を活用し、水質調査や特定外来生物などについて、継続的に広く周知・情報発信を行う。 ・かめやま生物多様性共生区域認定制度を活用するなど、生物多様性を保全する区域を増加させる。 	

取組方針における施策の方向

(1) 緑の保全・創出

〔取組内容〕

- ①生物多様性の保全に適した自然性の高い森林の保全創出のため、環境林（非経済林・保全林）に位置付けられた人工林を間伐し、広葉樹の植栽等により針広混交林への誘導を図ります。
- ②農地、水路、ため池、樹林地、草原など多様な自然環境を有し、多くの生物に貴重な生息生育環境を提供している里地里山を保全します。
- ③自然環境の保全、水源のかん養、国土の保全といった多様な機能が失われつつある農地を守り、そうした機能の維持・発揮を図るため、耕作放棄地の発生抑制と解消を図ります。また、農業生産における農薬・肥料などの適正使用を促進するとともに、環境への負荷の少ない環境保全型農業の普及促進を図ります。
- ④公園、緑地その他公共施設の植栽等の適切な維持管理を行います。また、公共工事等においては、生物多様性に配慮した植栽種の選定を推進するとともに、緑の創出を図ります。
- ⑤自然環境が有する多様な機能を活用した、社会資本整備や土地利用等を図ります。
- ⑥開発行為における一定の緑地の確保を促進し、開発行為における緑化の推進を図ります。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存事業において、森林整備や農地の保全が進んでいる。 ・公園、緑地その他公共施設において植栽等の適切な維持管理が行われている。 ・開発行為において適正な指導を行っている。
<p>実施状況</p>	<p>各種事業において、多面的機能が発揮される森林整備と農地が保全された。公園、緑地その他公共施設において植栽等の適切な維持管理を行った。市環境保全条例や都市公園法に基づき、開発行為において適正な指導を行った。</p>
<p>問題点</p>	<p>農地の保全において、担い手の高齢化と担い手不足により、耕作放棄地が増え多面的機能が失われつつある。公共施設に植栽されている植物が、生物多様性に配慮したものではない。また、管理手法が生物多様性に配慮されたものでない。大多数の市環境保全条例等における開発行為においては、最低限の緑地を確保することしか指導できていない。</p>
<p>課題</p>	<p>農業の担い手の高齢化と担い手不足が解消されないため、活動組織を支援していく必要がある。市環境保全条例等における開発行為に係る指導において、単に緑地を確保するだけでなく、生物多様性の保全を積極的に保全するよう指導する。また、生物多様性に配慮した公共施設を目指す。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>森林整備と農地保全については、これまでの取り組みで効果的なものは継続して着実な整備・保全面積を広げつつ、担い手の高齢化と後継者不足の解消に繋がるような支援を行う。市環境保全条例等における開発行為に係る協議において、緑地面積を増やすなど生物多様性の損失を軽減するよう働きかける。</p>

(2) 水環境の保全・創出

〔取組内容〕

- ① 鈴鹿川等源流域をはじめとする市内河川における生物の生息状況を定期的に確認するため、鈴鹿川等源流の森林(もり)づくり協議会や、希少野生動植物種の保全活動団体などの市民活動団体と連携・協力し、現在生息している生物種を調査するとともに、その生息場所、生息数等を把握します。
- ② 本市の豊かな水環境を育む基となる森林等を保全し、次世代に継承するための取組を、市民、事業者及びこれらの者で構成する団体などの多様な主体と連携・協力のうえ推進するとともに、森林の持つ公益的機能の向上を図るため、環境林(非経済林・保全林)を中心に間伐等の森林整備を進めます。
- ③ 市内の河川等の水質の状況を把握するため、定期的に水質調査を実施するとともに、その結果を広く公表します。
- ④ 公共工事等においては、防災機能との調和を図りながら多様な自然環境を保全するとともに、生態系を有機的につなぐことを目指し、水質・生物多様性に配慮した水辺整備を実施するなど、周辺生態系や自然環境に配慮した公共工事を推進します。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な森林管理を行うことでその働き(水源涵養等)が維持されている。 ・水質調査に係る結果を積極的に周知していく必要がある。
<p>実施状況</p>	<p>市内の河川及びため池における水質等環境調査を行い、「亀山市の環境」として報告書にまとめ、ホームページにて公開。</p> <p>多くの補助事業を活用し、森林の多面的機能が発揮させる森林整備を実施した。</p>
<p>問題点</p>	<p>水質等、調査した結果の公表や活用が十分とは言えない。</p> <p>森林整備を実施しているが、事業実施区域を拡大する必要がある。多自然型護岸への河川改修は多額の費用が必要である。</p>
<p>課題</p>	<p>水質等調査結果を広く周知するとともに、関連業務において効果的に活用していく必要がある。</p> <p>河川改修においては経済性を重視するか生物多様性に配慮すべきかの判断が必要。森林整備対象地域の拡大を図り、点ではなく面的な森林整備を行う必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>水質調査等に係る結果を、HP以外の手法を用いて市民に広く周知していく。</p> <p>森林整備については、各事業を継続し、着実に整備面積を広げていく。</p> <p>河川改修工事における多自然型川づくりの基本的知識を習得し、生物多様性に配慮する。</p>

(3) 動植物の保護・管理

〔取組内容〕

- ①広報かめやま、ホームページ等に動植物の保護・管理に関する情報を掲載するとともに、自然環境に関する各種イベント等において周知・啓発を行います。
- ②市内に生息する希少野生動植物種の保護・増殖を図るとともに、市民活動団体等が行う外来生物の駆除を支援します。
- ③有害鳥獣による被害防止を図るため、有害鳥獣の駆除と被害防止に行政と地域関係者が一体となって取組みます。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物等に関する多くの情報を発信している。 ・国指定天然記念物ネコギギの「環境DNA調査」を行い、より詳細な生息状況の調査を行っている。 ・有害鳥獣による被害防止の取組は継続されているものの、その継続性の確保に努める必要がある。
<p>実施状況</p>	<p>特定外来生物に関する周知及び情報の発信に努めた。 国指定天然記念物ネコギギの保護、増殖を図るための取り組みを実施している。 また、「環境DNA調査」を新たに実施し、詳細な生息状況の調査を行った。 有害鳥獣による被害防止を図るため、有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵設置への補助を行った。</p>
<p>問題点</p>	<p>特定外来生物については認知度が低いため、周知啓発の機会を増やす必要がある。希少水生物の保護については、取り組む地点数を増やしているが、生息状況を改善するほどの成果が得られていない。 有害鳥獣による被害を防止する活動に携わる方の高齢化により、従事者の負担が増加していることと侵入防護柵が適切な設置や維持管理がされていない場合がある。</p>
<p>課題</p>	<p>これまでの情報発信に加え、これまで利用していない媒体を活用した周知を行う必要がある。 現在取り組んでいる保護、増殖を継続するとともに希少種保護に取り組む主体を増加させるため、かめやま生物多様性共生区域認定制度を活用し認定区域を増加する必要がある。 有害鳥獣については、防護策の適切な設置ができるよう努めるとともに、被害防止に携わる方の高齢化を解消する取り組みを行う必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>広報かめやまを含む様々な媒体を活用し、継続的に広く情報発信を行う。 認定を受けた区域を中心に取り組みを支援することと、天然記念物ネコギギの「環境DNA調査」を継続実施し、生息環境を分析し、放流地点を検討する。 有害鳥獣駆除に携わる従事者の負担を軽減するためのICT機器を引き続き導入することと防護柵の機能が十分に発揮されるよう設置者に助言を行う。</p>

共生<取組方針3>

「享受する」(生物多様性の恵みを享受する。)

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">A</p> <p>順調に進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然資源等を活用したイベントを開催し、多くの方が参加者している。 ・ 県オープンデータサイト「オープンフォト」を活用した地域の魅力を発信している。 ・ 生物多様性の恵みが感じられる食材の供給が行われており、生産から食までの距離を縮めることで輸送に必要なエネルギーの削減が行われている。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ より多くの方がイベントに参加できるよう連携強化を図り態勢を整える。 ・ 生物多様性の恵みを感じられる食材を提供していくために継続した支援をおこなうことと、食材が多くとれる時期に実施する工夫をしていくことで地産地消率を向上させる。 ・ 地域資源等の情報を収集し、継続的に魅力を発信していく。 	

取組方針における施策の方向

(1) 地産地消の促進

〔取組内容〕

- ①生産地から食卓までの距離を縮めることにより、輸送に必要なエネルギーの削減を図るとともに、市内の農業の活性化を通して多くの生きものに貴重な生息生育環境を提供している農地を守るため、「その地域で採れたものをその地域で消費する」地産地消を促進します。
- ②亀山産や県内産の食材を多く使用した亀山市独自の学校給食を提供し、地産地消を推進します。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">A</p> <p>順調に進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産地から食までの距離を縮めることで輸送に必要なエネルギーの削減が図れている。 ・ 市内小中学校への継続的な取り組みがされている。
<p>実施状況</p>	<p>生産者や納入業者と連携し、市内小中学校の学校給食に年間を通じて食材提供が実施されている。市内産、県内産の食材を多く取り入れた「かめやまっ子給食」を年22回提供した。</p>
<p>問題点</p>	<p>食と農の関係が身近に感じられるよう取組支援の継続と天候等に左右され、予定していた食材の収穫量が不足する場合がある。</p>
<p>課題</p>	<p>取組支援の継続と安定した供給量の確保。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>安定した食材提供が行えるよう支援することと、生産者、納入業者と市が連携を図り、食材が多く取れる時期に「かめやまっ子給食」を実施するなど工夫していく。</p>

(2) 地域の自然資源の活用

〔取組内容〕

- ①石水溪、東海自然歩道や亀山7座などの本市の有する豊かな自然資源を活用し、エコツーリズムなど、自然を楽しむことのできる場所の提供や自然と交流できる時間づくりを推進します。
 ②豊かな自然を身近に感じられる周辺地域や、古くからのまちなみとともに暮らすことのできる関宿などの魅力を活用したシティプロモーション活動を展開するとともに、移住交流を促進します。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>順調に進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の自然資源を活かしたイベント等が開催され多くの人に参加されている。 ・地域の自然資源等を紹介する県オープンデータサイト「オープンフォト」を通じて多くの情報を発信している。
<p>実施状況</p>	<p>東海自然歩道、亀山7座トレイルや石水溪キャンプ場などの自然資源を活かした登山や自然体験の企画運営、イベントの実施、また、登山に安全に参加できるよう現地調査及び整備を行った。</p> <p>県内すべての市町が連携して取り組みを進める県の「オープンフォト」において、本市の自然資源等の魅力発信につながるよう、四季折々の風景を公開。</p>
<p>問題点</p>	<p>バンガロー施設のトイレは汲み取り式で不衛生である。自然を間近で感じられる一方、危険箇所もあり、豪雨などの影響で地形浸食され荒廃が進んでいるところもある。市の情報を得る手法はさまざまであることから、あらゆる広報媒体の活用が必要である。</p>
<p>課題</p>	<p>バンガロー施設のトイレに浄化槽を設置し洋式化する必要がある。危険箇所の修復と階段の堆積土砂の撤去及び安全なルートを開発する必要がある。全てを対象とした情報発信を行う一方で、情報を届けたいターゲット層を意識した情報発信も必要である。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>バンガロー施設のトイレ改修工事が令和7年度に完成する予定である。登山道の危険箇所の調査や修復、また、安全対策としてロープの設置、道迷い防止看板の設置などしていく。県の「オープンフォト」をはじめ、市の各種広報媒体が持つ特性や効果を意識しながら効果的な情報発信を図る。</p>

「快適」：快適な生活環境の創造

亀山市一般廃棄物処理基本計画

(生活排水処理基本計画)



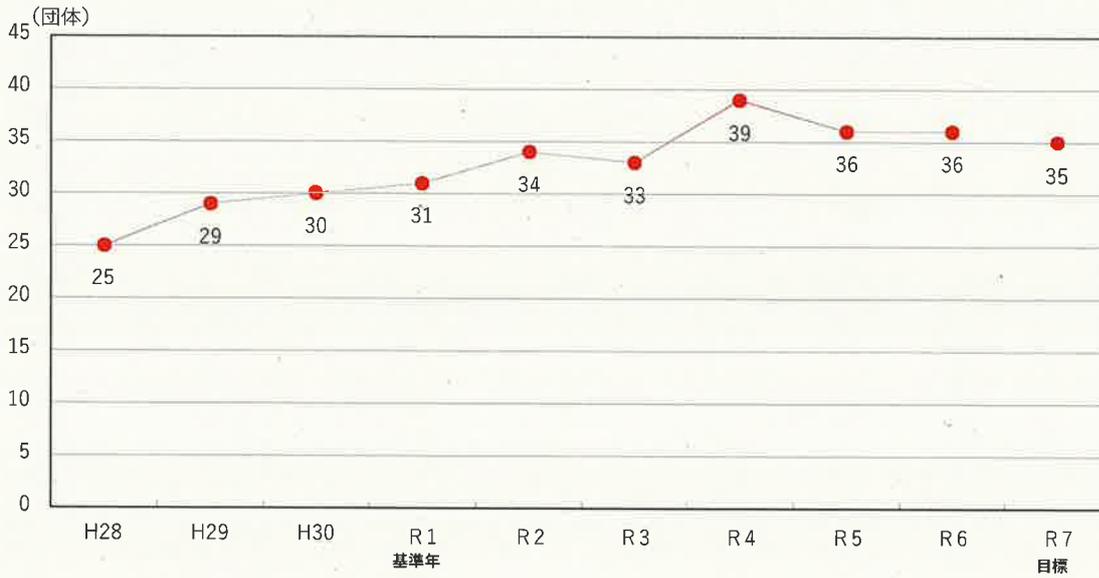
※本章と関連する SDGs のゴールのアイコンを掲載しています。また、特に関係の深いゴールは大きなアイコンで掲載しています。

「快適」 : 快適な生活環境の創造

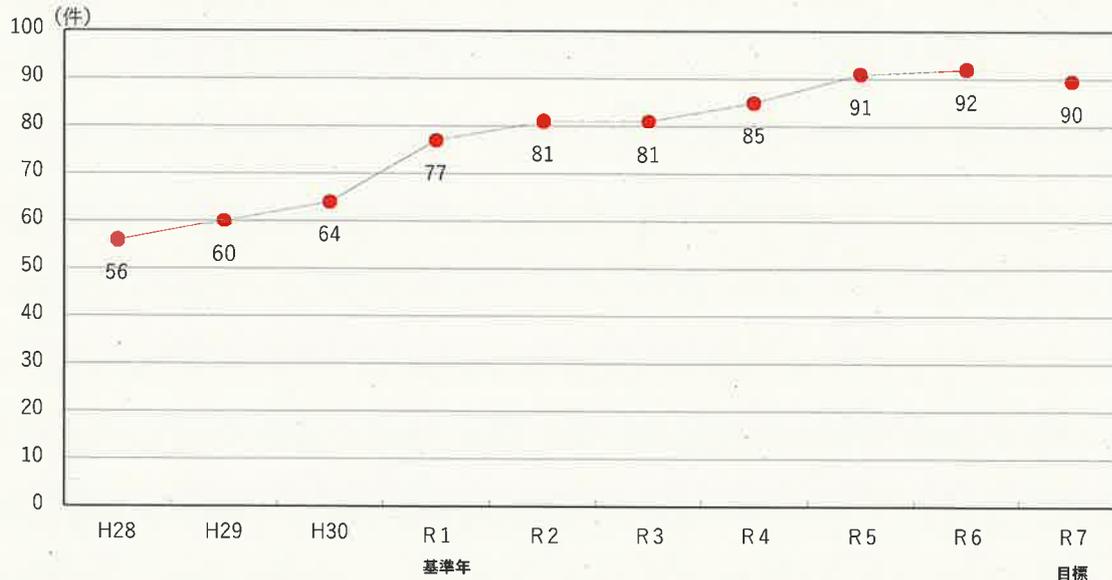


1. 成果指標に関する目標と実績

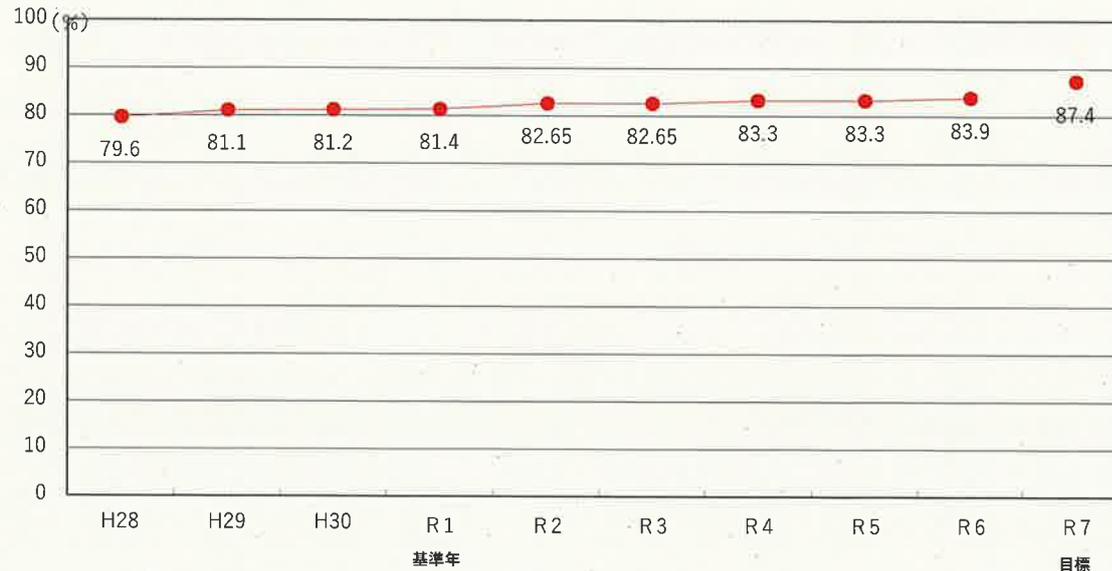
成果指標 環境美化ボランティア登録団体数



成果指標 環境保全協定の締結数



成果指標 生活排水処理率



快適<取組方針1>

「美しいまちをつくる」(まちの美観を維持・向上する。)

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動を通じて環境美化に関する周知・啓発を行っている。 ・広報かめやまやホームページ等での情報発信したことで、犬や猫の避妊、去勢手術の実施が促進し、環境美化に関する意識の向上を図ることができた。 ・伝統的建造物の修理修景事業を継続して実施し、歴史的風致の維持向上が図られている。 ・不法投棄対策に取り組んでいるものの、依然として多量の不法投棄が行われている。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加自治会や活動団体が減少傾向にあるため、呼びかけの工夫や積極的なPRを行う。 ・適切な景観計画に基づく届出をしてもらうため、制度の啓発活動を行う。 ・不法投棄の防止に関する情報発信などにより、不法投棄の未然防止に努める。 	

取組方針における施策の方向

(1) 環境美化に関する周知・啓発活動等の実施

〔取組内容〕

- ① 広報かめやま、ホームページ等に環境美化に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- ② 亀山市地区衛生組織連合会と連携し、街頭啓発活動や環境美化活動表彰を通して、環境美化に関する意識の向上を図ります。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亀山市地区衛生組織連合会と連携し、環境衛生功労者表彰を実施したことで環境美化に関する意識の向上が図られている。 ・国道306号にてクリーン作戦及び鈴鹿川クリーン作戦を実施したことで周知、啓発、街頭啓発活動が行われた。
<p>実施状況</p>	<p>亀山市地区衛生組織連合会による環境衛生功労者表彰を行い環境美化に関する意識の向上を図ることができた。国道306号でのクリーン作戦及び鈴鹿川クリーン作戦や啓発横断幕の設置等の啓発活動を実施した。また、活動の内容を広報かめやまトピックス及び地衛連会報「かんきょう」にて周知啓発を行った。</p>
<p>問題点</p>	<p>街頭啓発活動回数が年1回であることと、情報発信の手法が会報などに限られている。</p>
<p>課題</p>	<p>クリーン作戦や街頭啓発活動回数の増加を図ることが難しい。広報や会報以外の媒体も活用することを検討する。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>クリーン作戦など環境美化活動を通じて、環境美化に関する意識の向上を図る。市ホームページなども活用し情報発信を行う。</p>

(2) まちの美観の維持・向上への取組の推進

〔取組内容〕

- ① 亀山市地区衛生組織連合会と連携した市内一斉清掃の実施や、自治会による道路ふれあい月間における活動を通して、市内における環境美化の取組を進めます。また、地域環境美化の推進のあり方について検討を行います。
- ② まちの憩いの場である公園・緑地等の維持管理について、市民が身近な公共の場である公園や緑地などの里親となって清掃等のボランティア活動を支援する制度（アダプトプログラム）の拡大を図ります。
- ③ 空き地や空き家の雑草等の管理、空き缶や吸い殻等の放棄の防止やペットのふん害の防止等のための取組を促進します。
- ④ 犬や猫がみだりに繁殖することがないように、犬や猫の避妊手術及び去勢手術の実施を促進します。
- ⑤ 景観計画に基づく届出制度により、歴史や自然などの優れた景観の保全を図ります。また、閑宿内の伝統的建造物の修理修景を促進することによって貴重なまちなみの保存を進めるなど、本市の大きな魅力である固有の歴史的風致の維持向上を図ります。

令和6年度進捗状況	<p>A</p> <p>順調に進んでいる</p> <p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内一斉清掃を始めとする環境美化の取り組みを実施している。 ・ 犬や猫の避妊、去勢手術の実施の促進が図られている。 ・ 伝統的建造物の修理修景の促進が行われている。
実施状況	市内一斉清掃、道路ふれあい月間、環境美化ボランティアや空家の適切な管理を通して、市内における環境美化の取り組みを進めるとともに、犬や猫の避妊、去勢手術の実施を促進し、みだりに繁殖することがないように努めた。また、伝統的建造物群への修理修景事業を継続して実施し歴史的風致の維持向上を図った。景観計画区域内での行為における事前相談や届出に対して、適切な指導を行った。
問題点	地域住民の高齢化により、環境美化ボランティアの活動が困難な団体がある。空き家の適切な管理は管理人の責務であるが、その役割や責務を認識していない方が一定数存在する。また、景観計画に基づく事前相談や届出を行わず、工事着工される場合があり、良好な景観形成に支障を及ぼす恐れがある。
課題	各種団体、自治会に制度説明を行い、活動団体数の増加を図る必要がある。空き家の管理人が適切な管理を行う義務があることの認識が足りない。伝統的建造物群保存地区内の老朽化した空家を保存修理・修景事業へ繋げる必要がある。市ホームページや広報等を活用するなど、景観に関する届出制度の周知啓発を引き続き図る必要がある。
今後の方向性	呼びかけの工夫や制度のPRを積極的に行い、活動団体数や参加自治会の増加を図る。空き家については粘り強く適切な管理の働きかけを図りつつ、空き家情報バンク制度を周知し、空き家の解消に努める。市ホームページや広報等に加え、建築に伴う都市計画の問合時など、早い段階から景観に関する届出制度の周知啓発を行う。

(3) 不法投棄の防止に関する取組の推進

〔取組内容〕

- ① 広報かめやま、ホームページ等に不法投棄の防止に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- ② 不法投棄監視カメラの設置及び監視パトロールの実施により、不法投棄を未然に防止するとともに、亀山市地区衛生組織連合会等と連携し、不法投棄の早期発見・早期回収を図ります。また、回収した投棄物から投棄者の特定に努め、警察と連携し、厳正な対処を行います。

令和6年度進捗状況	<p>B</p> <p>まずまず進んでいる</p> <p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄監視カメラの移設・設置や不法投棄監視パトロール、環境美化パトロールを実施し、不法投棄の未然防止、早期発見・早期回収に努めている。 ・ 不法投棄の防止に関する情報の発信、周知・啓発が十分に行われていない。
実施状況	自治会の要請を受け不法投棄監視カメラの移設や設置、不法投棄監視パトロール、環境美化パトロールを実施したことで不法投棄物の回収及び未然防止に努めた。
問題点	周知・啓発を行っても未然防止につながらない。不法投棄物の回収量は減少傾向にあるが、毎年多量の不法投棄が発見されている。
課題	より効果的・効率的な不法投棄の防止対策等について検討・実施していく必要がある。
今後の方向性	より効果的・効率的な不法投棄防止の取り組みを検討するとともに、不法投棄の未然防止と早期発見・早期回収に努める。

快適<取組方針2>

「環境と経済の調和を図る」(環境に配慮した事業活動を促進する。)

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">A</p> <p>順調に進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の環境調査を行い、生活環境の保全上問題ないかを確認し、状況の公表を行っている。 ・新規事業所を中心に環境保全協定の締結の促進を行い、締結に至っている。 ・危険物施設の立入検査を実施し、施設の保安体制及び維持管理状況の確認を行い、不適切な事項に対して是正指導を行っている。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き環境調査の実施を図り、生活環境及び自然環境等の保全の推進の意義について十分な理解及び協力が得られるよう働きかけを行う。 ・危険物施設の立入検査を定期的に実施し、施設の実態に応じた安全対策を指導する。 	

取組方針における施策の方向

(1) 環境影響の調査・監視

〔取組内容〕

- ①環境調査を行い、環境基準への適合状況等を把握し、生活環境の保全上問題が無いかを確認するとともに、その状況を公表します。
- ②市内の工場や事業所において環境影響の調査を行い、排出基準との適合状況を確認するとともに、必要に応じて工場等に対する指導等を行います。
- ③市内河川にゴルフ場排水を放流しているゴルフ場については、施設設置時に行った環境影響評価に基づく指針値の遵守状況について定期的に監視を行い、必要に応じて農業の使用等について指導等を行います。
- ④生活環境の保全に係る公害苦情について原因の追及を行うとともに、必要に応じて原因者に対する指導を行います。
- ⑤農業経営における農業や肥料等の適正使用について周知・啓発を行うとともに、畜産排水に係る水質調査を行い、必要に応じて指導等を行います。
- ⑥市内危険物施設の立入検査を実施することで、危険物の適正な管理・使用・処理に関する指導を行います。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">A</p> <p>順調に進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所等への環境調査や公害苦情に対する現地確認を行い、必要に応じて指導等を行っている。 ・河川等の環境調査を行い、生活環境の保全上問題がないか確認している。 ・危険物施設の立入検査を実施し、施設の保安体制及び維持管理状況の確認を行い、不適切な事項に対して是正指導を行っている。
<p>実施状況</p>	<p>市内の事業所等の環境調査や公害苦情の現地確認を行い、必要に応じて指導等を行った。また、河川を始めとする環境調査を行い、生活環境の保全上問題がないか確認した。畜産団地排水の水質調査を実施し、超過した場合は改善するよう指導を行った。消防関連においては、危険物施設の立入検査を実施し、保安体制違反及び不適正な維持管理が認められた施設に対し是正指導を行った。</p>
<p>問題点</p>	<p>原因者が関係法令等を理解していないことから、トラブルとなることがある。畜産排水の水質改善については、事業者が対応すべきことだが、費用面等で対応できていない。危険物施設の定期点検未実施施設において、異物混入事案(事故)が発生した。</p>
<p>課題</p>	<p>畜産排水について調査結果が基準値を超える場合は指導を行う。 野焼き等を行う原因者に説明を行っても理解を得られない場合がある。また、問題ないとされる行為について通報者に説明を行っても理解を得られない場合がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>引き続き環境調査を行い、生活環境の保全上問題がないか確認し、状況を公表する。野焼き等について広報等で啓発する。畜産排水の調査結果によっては指導を行う。危険物施設の立入検査時に定期的の実施確認を優先して行うとともに、定期点検のリーフレット等を作成し、対象事業者配布する。</p>

(2) 環境への負荷の低減

[取組内容]

①法令等に基づく規制基準等の周知及びその遵守に関する指導を行うとともに、環境保全協定の締結を推進します。なお、一定量以上の排水を鈴鹿川水域に放流する事業者については、鈴鹿川浄化対策促進協議会の水質基準により、環境保全協定を締結するよう要請します。

②公共工事に伴い発生する残土をはじめ、市域内外から搬入される建設残土については、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、三重県と連携し、土砂等の埋立て等の適正化を図ることにより、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に努めるとともに、適正に再利用が図られるよう監視します。

③農業生産において、化学肥料、農薬の使用等による環境への負荷の軽減に配慮した環境への負荷の少ない環境保全型農業の普及促進を図ります。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>順調に進んでいる</p>	<p>[理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規事業所を中心に環境保全協定の締結の促進を行い、締結に至った。 ・環境保全型農業に取り組む団体に補助を行い、環境保全型農業の普及促進に努めている。 ・土砂等の埋立て等の適正化を図ることにより、生活環境の保全に努めている。
<p>実施状況</p>	<p>新に立地する事業所を中心に環境保全協定締結の働きかけを行い、1件の締結に至った。令和6年度は、公共工事に伴い発生する残土に関する開発行為はなかった。環境保全型農業に取り組まれている3団体に補助金を交付した。</p>
<p>問題点</p>	<p>環境測定に係る費用コスト等で締結に至らない場合がある。 残土に関しては、市環境保全審議会の当該要件となった場合は、県条例との整合を取りながら手続きを進めることが難しいことがある。</p>
<p>課題</p>	<p>生活環境及び自然環境等の保全の推進について、一層の理解を得ていく必要がある。土砂条例、開発行為に関する手続きについて整合の取れた進行を図る必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>引き続き生活環境及び自然環境等の保全の推進の意義について十分な理解及び協力が得られるよう働きかけを行う。 環境保全型農業の普及促進のために、補助を引き続き支援を行う。 土砂条例の県担当部局と随時情報共有を行い、市環境保全審議会の手続きとの整合を図る。</p>

快適＜取組方針3＞

「きれいな水を守る」(生活排水処理対策を推進する。)

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">A</p> <p>順調にすすんでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域関連亀山市公共下水道事業に基づき、事業区域が拡張された。また、下水道未普及地域において、公共下水道整備の進捗が図られている。 ・雨水排水路の修繕及び清掃が計画的に進められている。 ・し尿処理施設における長寿命化計画（改訂版）策定に向け準備が進められている。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活排水対策に関する周知、啓発活動を継続する。 ・雨水排水路の修繕及び清掃などについて計画的に進めていく。 ・し尿処理施設の計画的な整備工事を行うため、衛生公苑長寿命化計画（改訂版）の策定に取り組む。 	

取組方針における施策の方向

(1) 生活排水処理への意識の向上

〔取組内容〕

①広報かめやま、ホームページ等に生活排水処理対策や水質保全に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">A</p> <p>順調に進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質保全（適正な下水道の使用方法）の周知・啓発を行っている。 ・市内小学校4年生を対象に下水道のしくみの分かる下敷きを配付している。
<p>実施状況</p>	<p>下水道の日（9月10日）に合わせて、広報かめやま、市ホームページにおいて、水質保全（適正な下水道の使用方法）の周知・啓発を行った。また、市内小学校4年生を対象に、下水道のしくみが描かれた下敷きを配付した。</p>
<p>問題点</p>	<p>特になし</p>
<p>課題</p>	<p>特になし</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>引き続き広報かめやまやホームページ等で適正な下水道の使用方法などの周知・啓発を継続して行い、市内小学生を対象の下水道のしくみが描かれた下敷きを配布する。</p>

(2) 生活排水処理対策の推進

〔取組内容〕

- ①生活排水を適正に処理することにより、快適な生活環境と健全な水環境を維持するため、生活排水処理アクションプログラム及び流域関連亀山市公共下水道事業計画に基づき、公共下水道未普及地域における生活排水処理施設の効率的な整備を推進するとともに、供用済区域での接続率の向上を促進します。また、適切な施設の維持管理を図ります。
- ②農業集落排水施設については、供用済地区での接続率の向上を促進するとともに、老朽化した農業集落排水施設は、亀山市農業集落排水施設最適整備構想に基づいた公共下水道への接続や統廃合及び、農業集落排水事業（機能強化対策）による再編等により、機能強化対策事業計画に基づいた適正な施設の維持管理を図ります。
- ③公共下水道処理計画区域及び農業集落排水事業区域以外の区域については、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ④雨水排水機能の向上のため、計画的な排水路の整備を行うとともに、既設排水路の適切な維持管理を図ります。
- ⑤し尿処理施設については、引き続き長寿命化計画に基づく大規模整備工事を実施するとともに、施設の適切な維持管理を行うことにより、適正かつ安定した浄化槽汚泥及びし尿の処理と効率的な投棄に取り組めます。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">A</p> <p>順調に進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業区域が拡張された。 ・供用開始区域内において未接続世帯に接続していただくための排水設備接続に伴う融資あっせん制度の説明を行っている。 ・し尿処理施設では長寿命化計画に基づき、受入貯留設備などの主要設備や機器の整備工事を実施している。 ・雨水排水路の修繕及び清掃を計画的に進めている。
<p>実施状況</p>	<p>流域関連亀山市公共下水道事業計画に基づき、事業区域の拡張及び下水道未普及地域において供用面積で11.8haの公共下水道整備の進捗が図れた。また、共用開始区域内において未接続世帯に接続してもらうため、排水設備接続に伴う融資あっせん制度の説明を実施した。</p> <p>し尿処理施設については、長寿命化計画に基づき、受入貯留設備などの主要設備や機器の整備工事を実施した。自治会から要望のあった雨水排水路の修繕及び清掃について計画的に実施できた。</p>
<p>問題点</p>	<p>公共下水道普及率向上のための地域説明会が必要である。雨水排水機能向上のための水路の修繕及び土砂撤去などの要望が年々増加しているが、年間における維持管理実施件数が限られている。し尿処理施設における設備、機器の劣化状況が、長寿命化計画を上回る状況になるなど施設の老朽化に対応する必要がある。</p>
<p>課題</p>	<p>公共下水道普及率向上のため、未普及地域においては、計画的に公共下水道整備を推進するための財源確保が必要である。近年の豪雨の多発化や台風の巨大化等により、浸水リスクの増加などが懸念されることから、効果的かつ戦略的な維持管理対策を行う必要がある。次期し尿処理施設稼働までの間、適正かつ安定したし尿などの適正処理を継続する必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>公共下水道普及率の向上に向けて、公共下水道事業への理解を深めるための地域説明会を継続的に実施し、公共下水道事業の推進に努める。豪雨時に水路等の状況を確認し、緊急度や優先順位を決定し、効率的に維持管理対策を進める。し尿処理施設においては、今後の整備工事について検討、整理を行い、衛生公苑長寿命化計画の改訂し、改訂計画に沿った整備を実施する。</p>

(3) し尿処理施設の整備等に関する検討

〔取組内容〕

- ①2031（令和13）年度に、現有し尿処理施設の稼働計画最終年度を迎えることから、次期し尿処理施設のあり方については、近隣自治体との施設の集約化と広域処理も含めた検討を進め、その方針等を示した「し尿処理施設整備基本構想」の策定に取り組めます。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">A</p> <p>順調に進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現有施設の稼働計画年数を令和13年度から令和24年度に延伸し、令和14年度からの事業開始に向けて取り組んでいる。
<p>実施状況</p>	<p>次期し尿処理施設の稼働予定時期を令和24年度と計画しており、「し尿処理施設整備基本構想」の策定をはじめとする次期し尿処理施設整備事業の開始は令和14年からを計画している。「衛生公苑長寿命化計画」の改定に向けて取り組んだ。</p>
<p>問題点</p>	<p>現有施設は、稼働から38年が経過していることから、地震など災害に備えた施設強靱化によるコンクリート建造物の耐用に対する対策を講じる必要がある。</p>
<p>課題</p>	<p>次期し尿処理施設の稼働までの間は、現し尿処理施設での安定かつ効率的なし尿浄化槽汚泥の適正処理を継続する必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>現有施設でのし尿浄化槽汚泥の適正処理を継続できるよう、衛生公苑長寿命化計画を改訂し、計画に沿った整備を実施する。</p>

「循環」：循環型社会の構築

亀山市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ処理基本計画)



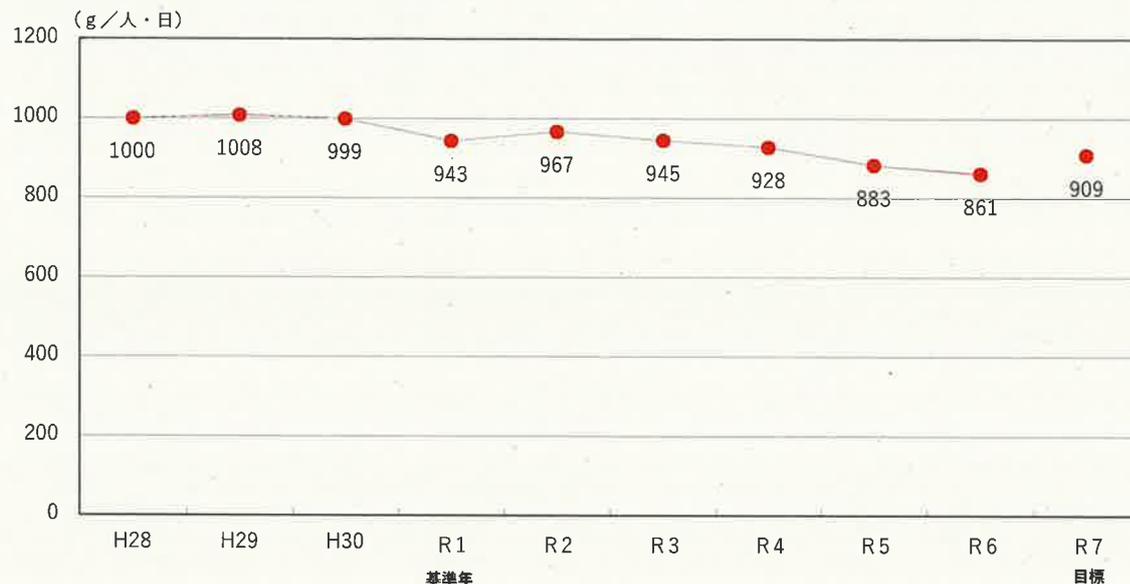
※本章と関連するSDGsのゴールのアイコンを掲載しています。また、特に関係の深いゴールは大きなアイコンで掲載しています。

「循環」 : 循環型社会の構築

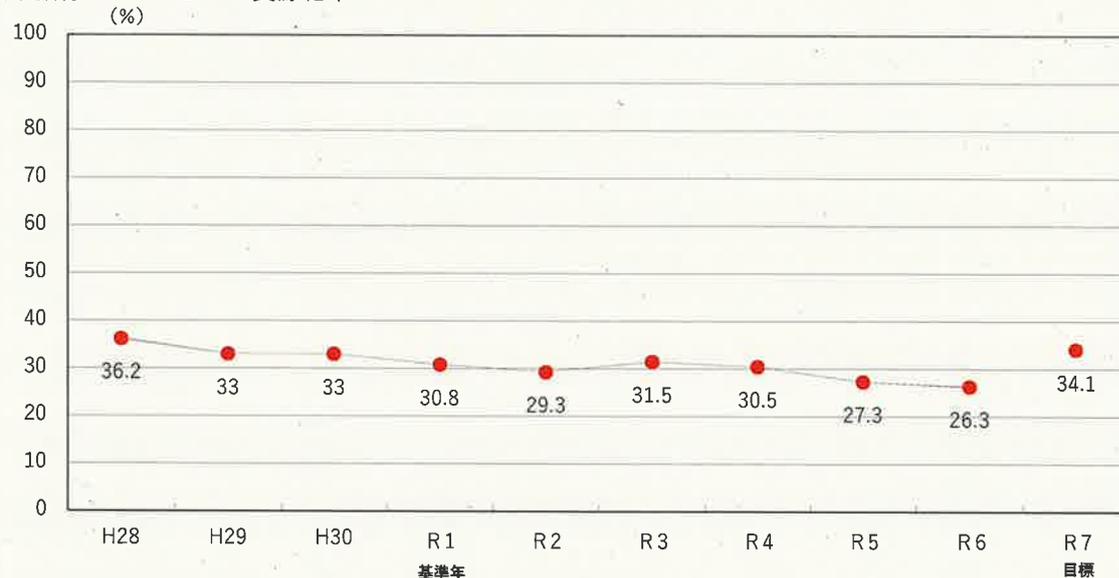


1. 成果指標に関する目標と実績

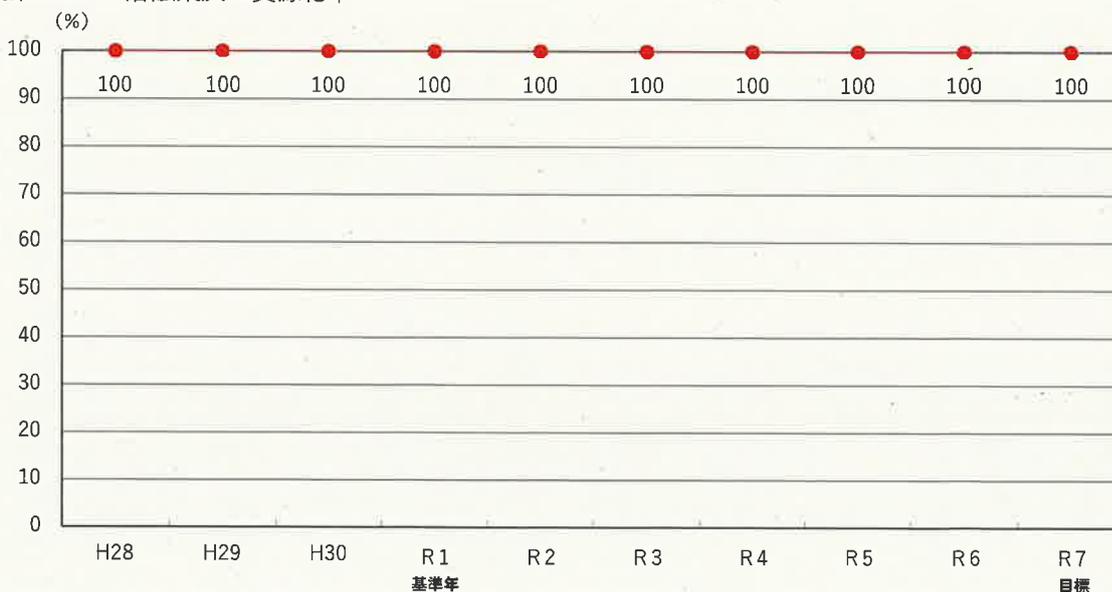
成果指標 1人1日当たりのごみ排出量



成果指標 ごみの資源化率



成果指標 溶融飛灰の資源化率



循環<取組方針1>

「抑制する」(ごみの発生・排出を抑制する。)

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2次亀山市環境基本計画のプロジェクトとして位置付けた食品ロス削減のための取り組みを進め、協力店舗は1店増加したが、引き続き参加を呼びかけつつ、周知・啓発に努める必要がある。 ・多くの市民に交付できるよう生ごみ処理容器購入費補助金の精度運用の見直しを行った。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が重点を置きたいことに対してごみダイエットサポーターと意見交換会を行う。 ・公共施設への生ごみ処理容器の設置、堆肥化への推進のための情報収集を行い、処理容器の設置及び堆肥化の推進に繋がられるよう取り組む。 	

取組方針における施策の方向

(1) ごみの排出抑制に関する周知・啓発活動等の実施

〔取組内容〕

- ①広報かめやま、ホームページ等にごみの使い捨て商品の利用自粛や生ごみの水切りなど排出抑制に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- ②食を通して、食品ロスの削減に関する啓発を図るため、亀山市食生活改善推進協議会その他関連団体と連携した取組を進めます。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合環境センターでの施設見学時にごみの排出抑制について周知・啓発している。 ・ファミリークッキングにて食品ロス削減についての健康教育を実施している。
<p>実施状況</p>	<p>総合環境センター施設見学等においてごみの排出抑制について周知・啓発を行った。ファミリークッキングにおいて食品ロス削減についてのパンフレットを配布し健康教育を行った。</p>
<p>問題点</p>	<p>広報等での掲載内容については、内容がマンネリ化しつつある。</p>
<p>課題</p>	<p>広報での周知・啓発に代わる方法での周知・啓発を行う必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>市民が関心を持つような新たな情報や話題が提供できるよう情報収集に努め、引き続き、機会を捉えて周知・啓発活動に取り組む。</p>

(2) ごみの排出抑制に関する取組の推進

〔取組内容〕

- ①ごみダイエットサポーターと協働して、市民目線でのごみ減量に関するアイデア提案や意見交換の機会を創出しごみの減量等に向けた検討を行います。
- ②食品ロスについて、市民生活に密接に関わる販売・消費に焦点を当て、市民・事業者・行政の連携・協力体制を構築し必要な支援を行うことで食品ロス削減の仕組みづくりを検討します。また、使いやすく効率的な仕組みとなるよう、ICTの積極的な活用も検討します。
- ③食品ロスの約半分が家庭から廃棄されていることから、家庭における食品ロスの発生状況に関する調査結果を踏まえた効果的な対策を検討・実施します。
- ④衣類や靴の再使用を促進するため、衣類等の店頭回収を行っている小売店に関する情報発信と啓発に努めます。
- ⑤ペットボトル、紙コップや割りばし等の使い捨て製品の利用を減らすため、マイボトルやマイ箸の利用を促進します。
- ⑥廃プラスチックごみの削減等のため、容器を繰り返し使用できる詰め替え商品を積極的に購入し利用するよう、周知啓発に努めます。
- ⑦生ごみ処理容器の有効性をPRすることにより、市民、事業者における生ごみ処理容器の積極的な利用を促します。また、家庭から出る生ごみの堆肥化を促進するため、生ごみ処理容器の購入を支援し、生ごみの堆肥化を促進します。なお、学校などの公共施設においては、生ごみ処理機を設置して堆肥化を推進します。

<p>令和5年度進捗状況</p> <p style="text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減マッチングサービス「かめやまタベスケ」に取り組んでいるが、事業者と利用者が少ない。 ・生ごみ処理容器の購入費補助の対象に生ごみ消滅容器キエーロを追加したことで家庭からの生ごみ減量化の促進が図られている。
<p>実施状況</p>	<p>食品ロス削減マッチングサービス「かめやまタベスケ」（食品関連事業者と市民をマッチングさせ食品ロスの削減を図る取組）の運用及び消滅型生ごみ処理容器「キエーロ」の普及について、ごみダイエットサポーター会議（1回）を開催し、情報の提供や意見交換を行った。また、協力店舗数が少ないことから商工会議所加盟事業者にアンケートの実施や「かめやまタベスケ」への参加を呼びかけた。</p> <p>生ごみ処理容器購入者に対し、購入費補助金（39件）の交付、より多くの市民に交付できるよう制度運用の見直しを行った。</p>
<p>問題点</p>	<p>ごみダイエットサポーター会議での意見や内容を活かしてきれていない。「かめやまタベスケ」に参加する事業者が少ない。公共施設への生ごみ処理容器の設置、堆肥化の推進に取り組めていない。</p>
<p>課題</p>	<p>「かめやまタベスケ」の協力事業者は1事業者増加したが、スーパーでは値下げシールを貼れば売れるため、参加に至っていない。ごみダイエットサポーター会議内容を生かせるような検討を行っていない。</p> <p>公共施設への生ごみ処理容器の設置、堆肥化推進のために必要な情報収集を行っていない。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>引き続き、事業者に「かめやまタベスケ」への参加を呼びかけるとともに、「手前どり」など食品ロスに関する周知・啓発に努める。市が重点を置きたいことに対してごみダイエットサポーターと意見交換会を行う。</p> <p>情報収集を行い、生ごみ処理容器設置及び堆肥化の推進に繋げられるよう取り組む。</p>

循環＜取組方針2＞

「再使用する」(使えるものは繰り返し使う。)

<p>令和6年度進捗状況</p> <p>B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの再使用に関する周知・啓発は行ったもののグリーン購入の普及促進ができていない。 ・リユースにおいては不用品買取価格サイトによる再利用を促進するためごみカレンダーへの掲載及び行政出前講座等で周知・啓発を行っている。 ・公共工事におけるリサイクル建設資材等の利用が適切に実施されている。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入の普及促進においては、先進自治体の事例を参考に検討を行う。 ・公共工事のリサイクル資材等の利用促進は現状の取組を継続し、建設副産物の再利用化については工事検査等で三重県建設副産物処理基準の履行を引き続き確認していく。 ・不用品買取価格サイト運営業者以外のリユース事業に取り組んでいる事業者との連携を検討する。 	

取組方針における施策の方向

(1) ごみの再使用に関する周知・啓発活動等の実施

〔取組内容〕

- ①広報かめやま、ホームページ等にごみの再使用に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- ②グリーン購入に関する周知・啓発を行うとともに、製品に関する情報提供を行い、グリーン購入の普及促進を図ります。
- ③家庭用使用済インクカートリッジの再使用を促進するため、メーカーが設置する回収ボックスの利用に関する情報発信と啓発に努めます。
- ④使用済の小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池、小型シール鉛蓄電池）の廃棄について、小売店や行政が設置する回収ボックスの積極的な利用促進を図ります。
- ⑤家庭で使わなくなった家財について、リサイクルショップ等の利用促進や、地域の情報サイトやアプリの活用等を図り、不用品の排出抑制に繋がります。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p>B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再使用に関する周知、啓発を図り、不用品買取価格サイトによる再利用を促進するため、ごみカレンダーへの掲載及び行政出前講座等で周知・啓発を行っている。 ・グリーン購入の普及促進を図ることができなかった。
<p>実施状況</p>	<p>施設見学等にて不用品の「再使用」に関する周知・啓発を行った。グリーン購入の普及促進の実施及び使用済インクカートリッジの再使用促進を図れなかった。不用品買取価格サイトによる再利用を促進するため、ごみカレンダーへの掲載、出前講座などで周知・啓発を行った。</p>
<p>問題点</p>	<p>再使用について周知・啓発等を実施したものの、内容がマンネリ化しつつある。グリーン購入においては、具体的な普及促進に踏み込めていない。インクカートリッジの再使用促進が図れていない。</p>
<p>課題</p>	<p>再使用の周知・啓発等において、市民が関心を持つような内容での周知、啓発活動を今以上に充実させる必要がある。グリーン購入に対する市民、事業者への周知・啓発の手法や見せ方について検討する必要がある。「インクカートリッジ里親プロジェクト」への参加を検討する必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>市民が関心を持つような情報や話題が提供できるよう工夫する。また、グリーン購入において、他自治体の事例を参考に検討を行い周知・啓発を行う。インクカートリッジ里帰りプロジェクトへの参加に向けて検討を行う。</p>

(2) 公共部門における再使用の推進

〔取組内容〕

- ①公共工事における再使用を推進するため、公共工事におけるリサイクル資材等の利用を推進します。
- ②家庭で不要となった日用品を行政が回収し、イベント等においてリユースマーケットを実施し、再使用の推進を図ります。
- ③「亀山市グリーン購入方針」に基づき、本市で購入する物品等について、グリーン購入を推進します。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事におけるリサイクル建設資材等の利用が適切に実施されている。 ・グリーン購入を推進できていない。
<p>実施状況</p>	<p>公共工事におけるリサイクル建設資材の使用について、使用材料確認表にて適切に利用されていることの確認を行った。 リユースマーケットは実施できなかったが、施設見学の機会を捉え再使用をはじめとする4Rについて周知啓発に取り組んだ。 グリーン購入については、推進できなかった。</p>
<p>問題点</p>	<p>公共工事のリサイクル建設資材等の利用は、発注者及び受注者とも意識も高まっているが引き続き促進に努めていく必要がある。また、建設副産物の再利用化について最新情報を収集し情報共有していく必要がある。 グリーン購入において、普及推進に踏み込めていない。</p>
<p>課題</p>	<p>グリーン購入の推進を積極的に行えていない。 公共工事のリサイクル建設資材等については、資源が繰り返し利用されるよう適切な廃棄物処理を行い、リサイクル製品の積極的な利用を推進していくことで環境負荷の低減を図り循環型社会の構築を行っていく。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>グリーン購入は、担当課に対して単価契約品目について実態調査を行い、結果を踏まえ調達品目（単価契約品目）の追加を促す。 公共工事のリサイクル資材等の利用促進は現状の取組を継続し、建設副産物の再利用化については工事検査等で三重県建設副産物処理基準の履行を確認していく。</p>

循環＜取組方針3＞

「再生利用する」(資源として有効利用する。)

令和6年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・ 溶融飛灰の全量再資源化の維持、刈り草コンポスト化の推進では、運営移譲先事業者による積極的なマーケティングによりコンポスト生産量のほぼ全量が活用されるなど着実に再生利用が進んでいる。 ・ 広報かめやま、市ホームページや施設見学で、ごみの再生使用を含む4Rに関する情報の周知、啓発ができているため。
〔今後の方向性〕 ・ 市民が関心を持つような情報や話題が提供できるよう情報収集に努め、引き続き周知・啓発活動に取り組む。 ・ 雑がみの資源化については、自治会等への出前トーク、広報などによる周知啓発に努め、市民の分別意識を高める。 ・ 環境センター窓口等でコンポストの配布を続けて行い、刈草の堆肥化処理とその活用について周知を行う。	

取組方針における施策の方向

(1) ごみの再生利用に関する周知・啓発活動等の実施

〔取組内容〕

① 広報かめやま、ホームページ等にごみの再生利用に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。

令和6年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・ 広報かめやまや施設見学等で、ごみの「再生利用」を含む4Rに関する情報の掲載や啓発ができています。
実施状況	施設見学等で、「再生利用」に関するの周知、啓発を図った。また、環境月間に合わせて不用品の回収業者は適切に選ぶことや不法投棄について周知・啓発を行い、食品トレイ分別回収モデル事業（トレイトトレイ）を周知し、分別回収への協力を働きかけた。
問題点	啓発内容がマンネリ化している。
課題	広報での周知・啓発に代わる方法での周知・啓発が必要。
今後の方向性	市民が関心を持つような新たな情報や話題が提供できるよう情報収集に努め、引き続き、機会を捉えて周知・啓発活動に取り組む。工夫する。

(2) ごみの再生利用の拡大

〔取組内容〕

- ①山元還元方式による溶融飛灰の全量再資源化を継続します。
- ②2021（令和3）年4月から分別収集を本格実施している雑がみについては、一般ごみから資源ごみへの排出転換をより一層促進し、資源化量の拡大に努めます。
- ③資源物の集団回収活動については、現行制度を見直し、地域で生じた資源物を市民団体が直接民間再生資源業者に引き渡すリサイクル活動を支援する制度への転換を検討します。
- ④2019（平成31）年4月に民間事業者に運営移譲した亀山市刈り草コンポスト化センターは、他市町で発生した刈り草を広域処理するなどスケールメリットを活かした運営により堆肥化量の拡大が可能となりました。今後も公共事業等で積極的に活用されるよう周知を図り、刈り草の堆肥化処理及び活用を促進します。
- ⑤政府が検討中の新法案「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の動向を注視し、家庭や事業所から排出されるプラスチックごみの減量と循環の促進を図ります。
- ⑥羽毛布団や使用済小型電子機器、小型充電式電池などのピックアップ回収または拠点回収しているごみの効果的な回収方法を検討し、資源化量の拡大に取り組みます。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶融飛灰の全量再資源化が維持できている。 ・小型充電式電池の分別回収を開始、古着のピックアップ回収に努めている。 ・リサイクル活動支援制度の転換の検討が実施されていない。 ・運営移譲先が積極的にマーケティングを行い、ほぼ全量配布された。
<p>実施状況</p>	<p>溶融飛灰の全てを再資源化処理できる民間廃棄物処理業者に委託処理し最終処分量ゼロを継続した。</p> <p>再資源化促進事業では、県内13市の報奨制度について調査し、現行制度の見直し（対象品目、交付金額）を行い要綱改正を行った。</p> <p>刈り草コンポスト化推進事業では、運営移譲先事業者が積極的にマーケティング活動を行い、1,596,170kgを配布することができた。また、総合環境センターでも堆肥の配布を行った。</p> <p>使用済小型電子機器は、市内5箇所での拠点回収、羽毛布団のピックアップ回収、小型充電式電池は「危険ごみ」として分別回収し再資源化処理業者へ引き渡した。</p>
<p>問題点</p>	<p>「雑がみ」の資源化量は70t台後半で推移してきたが、令和6年度は66tと減少している。食品残渣が付着している場合などは「一般ごみ」として排出してもよいが、再生利用可能な「雑がみ」までが「一般ごみ」として排出されていることが懸念されている。</p> <p>再資源化促進事業では、資源回収団体が年々減少している。コンポストの安定的な活用先を確保する必要がある。</p>
<p>課題</p>	<p>雑がみは食品残渣が付着している場合などは一般ごみとして排出できるが、資源物としての「雑がみ」の排出促進を図る。</p> <p>刈り草コンポスト化の推進においては、安定的に消費者に届ける必要がある。</p> <p>資源物回収活動が活発に行われるためには団体数を増やす必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>全量再資源化処理可能な民間廃棄物処理業者以外の新たな受け入れ先となる事業者情報の収集に努める。非常時に備え、最終処分場の仮保管場所を確保しておくため、平時から計画的な山本還元方式による溶融飛灰の再資源化処理に取り組む。</p> <p>雑がみの資源化については、自治会等への出前トーク、広報などによる周知啓発に努め、市民の分別意識を高める。</p> <p>再資源化促進事業及びリサイクル活動支援制度の転換においては、集団回収活動に対する制度の周知を行う。</p> <p>環境センター窓口等でコンポストの配布を続けて行き、刈草の堆肥化処理とその活用について周知を行う。</p> <p>本市にふさわしいプラスチックごみの分別収集の実施に向けて検討する。</p>

循環＜取組方針4＞

「適正に処理する」(適正に収集及び処理し、資源として有効利用する。)

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの安全・安心で安定的な収集・運搬の実施、ごみ種別に応じた適正処理の推進、ごみ処理施設整備基本構想の策定に向け着実に進んでいる。 ・最終処分場の残余容量の確保に着実に取り組んでいる。 ・ごみ処理に関する情報の公開が進んでいないため。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の次期ごみ処理施設整備の基本方針となる「ごみ処理施設整備基本構想」の策定に向け取り組む。 ・最終処分場の空き容量確保においては、引き続き大規模災害時に備え十分な空き容量の確保に取り組む。 	

取組方針における施策の方向

(1) ごみの安全・安心で安定的な収集・運搬の実施

〔取組内容〕

- ①市が実施する家庭系ごみの収集・運搬について、安全かつ効率的な体制を継続して実施します。
- ②生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、自治会等が設置する塵芥集積施設の整備等を支援します。
- ③自治会等が管理する野積みごみ集積所については、管理者に集積施設の整備の働きかけを行うとともに、必要に応じて整備場所の提案等の支援を行うなど、その解消に向け取り組みます。
- ④不適正排出をなくすため、搬入される事業系ごみの確認を行い、事業所に対する適正排出指導を徹底します。
- ⑤塵芥集積施設からの資源物の持ち去り行為を抑制するため、引き続き監視パトロールを実施するとともに、「亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、厳正に対処します。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">A</p> <p>順調に進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内689箇所のごみ集積所を直営、委託にて安全かつ効率的な集・運搬体制を構築している。 ・自治会が実施する塵芥集積施設の新設及び改修への補助金を交付したことで公衆衛生の向上に努めている。 ・市民からの通報を受け、資源物持ち去りパトロールを実施する等、啓発、抑制に努めている。
<p>実施状況</p>	<p>市内689箇所のごみ集積所に排出された家庭ごみを直営、委託により、家庭ごみの収集を行った。 10自治会が実施した塵芥集積施設の新設、改修に対し補助金を交付した。一方、市内に90ヶ所弱存在する野積みごみ集積所解消に向け取り組めなかった。 市民からの通報を受け、資源物持ち去り監視パトロールを実施した。</p>
<p>問題点</p>	<p>リチウムイオン電池など小型充電式電池による火災が全国的に問題となっているが、本市でも発生する可能性がある。 野積みごみ集積所は、公道上に設置されていることから施設を設置する用地の確保が困難である。不適正の搬入をすべて確認することは困難である。</p>
<p>課題</p>	<p>収集車両での火災が起こることでごみ処理体制に大きな影響を及ぼすことのないよう対策を講じる必要がある。 市内には90ヶ所弱の野積みごみ集積所があるが、公道上に設置されていることから、施設設置用地を確保することは困難である。 不適正排出に関して把握した場合は、全ての一般廃棄物処理業許可者へ周知する必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>自治会等から野積み集積所解消に向けた相談があれば積極的に支援を行う。 ごみの飛散、鳥獣による被害防止のためカラス除けネットの貸出しを継続する。 定期的な搬入検査を実施するとともに、検査の結果、不適切事例については全ての一般廃棄物処理業許可者へ情報提供するなどの対策を講じる。 資源物持ち去り対策については、市民からの通報をもとに、地域住民や警察と連携を行い、資源物監視パトロールを実施する。</p>

(2) ごみの種別に応じた適正処理の推進

〔取組内容〕

- ①一般ごみ等の溶融処理、粗大ごみ破碎処理、ペットボトルの圧縮梱包処理等、ごみの種別に応じて、適切な中間処理を行います。
- ②一般ごみ等の溶融処理で発生した溶融飛灰の山元還元方式による全量再資源化を継続し、環境への負荷の少ない最終処分量ゼロのごみ処理を引き続き推進します。
- ③災害廃棄物については、生活環境の保全及び公衆衛生の確保の観点から適切かつ迅速な処理に努めます。
- ④大規模災害時は、災害廃棄物処理による大量の溶融飛灰の発生が予測されます。しかし、亀山市総合環境センター最終処分場には、大規模災害時に溶融飛灰の一時的な保管が必要になった場合の十分な空き容量は残されていません。このことから大規模災害時に備え、溶融飛灰発生量3年分程度の空き容量の確保を目的に、亀山市総合環境センター最終処分場で保管しているセメント固化した溶融飛灰の処理を進めます。
- ⑤亀山市八輪衛生公苑最終処分場については、これまでの掘起し量を整理するとともに、必要に応じて埋立残量調査を実施し、今後の処理作業の方向性を検討します。
- ⑥ごみ溶融処理施設については、引き続き長寿命化計画に基づく大規模整備工事を実施するとともに、施設の適切な維持管理を行うことにより、適正かつ安定したごみの処理と効率的な操業に取り組みます。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの種別に応じた適切な中間処理の実施、飛灰再資源化事業による溶融飛灰の全量再資源化、固化飛灰処理による最終処分場の残余容量の確保に着実に取り組んでいる。 ・災害廃棄物の適切・迅速処理において、情報伝達訓練や研修に参加し、情報収集や手順等の確認を行ったことと能登半島地震にかかる災害廃棄物の受入れを行っている。 ・八輪衛生公苑最終処分場の埋立残量調査が未実施である。
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">実施状況</p>	<p>一般ごみの溶融処理、破碎粗大ごみの破碎処理・選別処理、ペットボトルの圧縮梱包処理、資源ごみの選別、保管、小型充電式電池の選別、保管など種別に応じた処理を滞ることなく行えた。</p> <p>飛灰再資源化事業においては、溶融飛灰の全量再資源化により、最終処分量・ゼロを維持した。</p> <p>災害廃棄物の適切・迅速処理においては、環境省や三重県などの関係機関が実施する情報伝達訓練や研修に参加し、情報収集や手順等の確認を行ったことと能登半島地震にかかる災害廃棄物の受入れを行った。</p> <p>最終処分場の空き容量確保においては、平常時の溶融飛灰発生量で約2年分の保管量が確保できている。</p> <p>旧八輪衛生公苑最終処分場に埋め立てられている678tのごみを掘り起こし、土砂等を篩い分けした。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">問題点</p>	<p>ごみの種別に応じた中間処理においては、特に破碎施設での老朽化が著しい。また、小型充電式電池の分別収集が定着していない。</p> <p>災害廃棄物の適切・迅速処理においては、亀山市災害廃棄物処理計画、総合環境センター業務継続計画について、廃棄物対策グループ所属職員が内容を充分熟知しているとは言い難い。</p> <p>最終処分場の空き容量確保においては、約183.8tを搬出したが、施設の故障などにより計画量（200t/年）が達成できなかった。</p> <p>八輪衛生公苑最終処分場には、依然としてごみが埋め立てられている状況が窺えることから、作業未実施の場所を整理のうえ埋立残量の調査を行い、今後の方向性を検討する必要がある。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">課題</p>	<p>中間処理施設・設備が老朽化している。</p> <p>溶融飛灰の処理を委託している民間廃棄物処理業者が災害などの理由により、処理できなくなった場合は全量再資源化が出来なくなるおそれがある。</p> <p>最終処分場クレーン設備の老朽化。</p> <p>災害廃棄物処理計画、総合環境センター業務継続計画の内容を熟知する必要がある。</p> <p>八輪衛生公苑最終処分場には、依然としてごみが埋め立てられている状況が窺えることと事業実施のための機械、設備の老朽化が著しい。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">今後の方向性</p>	<p>平成2年度稼働の中間処理施設においては老朽化が著しいことから、安定的で適正な処理を継続するため、「施設の延命化」、「民間処理事業者への委託処理」など手法について検討、実行する必要がある。</p> <p>飛灰再資源化事業においては、新たな受け入れ先となる民間事業者等の情報収集に努め、平時から計画的な溶融飛灰の再資源化処理に取り組む。</p> <p>大規模災害時災害廃棄物対策訓練に積極的に参加し、参加した職員は情報共有を図るとともに災害廃棄物処理計画の情報発信に努める。</p> <p>八輪衛生公苑最終処分場は、掘り起し事業の廃止など方向性を検討する必要がある。</p>

(3) ごみ処理施設の整備等に関する検討

〔取組内容〕

- ①2029（令和11）年度に、現有ごみ溶融処理施設の稼働計画最終年度を迎えることから、次期ごみ処理施設のあり方については、現在の市単独での処理施設の整備の検討に加え、今後本市を取り巻くと予測される人口や廃棄物の減少、厳しくなる財政状況を勘案し、近隣自治体との施設の集約化と広域処理に向けた検討や調整も進め、その方針等を示した「ごみ処理施設整備基本構想」の策定に取り組みます。
- ②粗大ごみ破碎処理施設及び適正処理困難物二軸破碎処理施設は老朽化による処理への影響が懸念されます。現有ごみ溶融処理施設の稼働計画最終年度まで破碎粗大ごみの安定した処理を継続するため、両施設の延命化工事もしくは民間廃棄物処理業者への処理委託等を検討し、適正処理に努めます。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>順調に進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期ごみ処理施設整備基本構想の策定に向け着実に進めている。 ・粗大ごみ処理施設について、延命化工事もしくは処理委託等の検討について進めている。 <p>現有ごみ処理施設の長寿命化計画改訂に向け取り組んでいる。</p>
<p>実施状況</p>	<p>次期ごみ処理施設整備基本構想において必要となる項目、過年度実績等の整理、専門的な知識や知見が必要となるごみ排出量の推計を業務委託で行い、2年度目に引き継ぐ準備を整えた。</p> <p>粗大ごみ破碎処理施設の修繕を行うため、短期間ではあるが、民間廃棄物処理業者への処理委託を令和7年度に実施する方向性をまとめた。これにより、延命化工事もしくは民間事業者への処理委託についての検討を具体的に進めることができる。現有ごみ処理施設の長寿命化に取り組んだ。</p>
<p>問題点</p>	<p>次期ごみ処理施設の稼働開始時期が早まったことを踏まえ、早期に次期ごみ処理施設基本構想を策定する必要がある。粗大ごみ破碎処理施設の老朽化。</p> <p>次期ごみ処理稼働までの間、適正処理を継続する必要がある。</p>
<p>課題</p>	<p>次期ごみ処理施設整備基本構想を早期に策定する必要があるが、ごみ処理システム、財源など必要となる項目の整理まで進んでいない。</p> <p>施設の老朽化は、破碎粗大ごみの継続した安定処理に影響を及ぼすことが懸念される。現有ごみ処理（溶融処理施設）の長寿命化計画の改訂。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>次期ごみ処理施設整備基本構想策定に向け、2年度目は、ごみ処理システム、財源など次期ごみ処理施設整備基本構想に必要となる項目について関係者との調整、連携し取り組む。破碎粗大ごみの処理については、次期ごみ処理施設稼働までの間の破碎粗大ごみの処理のあり方について検討を進める。長寿命化計画を改訂し、改訂した計画に沿った整備を行う。</p>

(4) ごみ処理に関する情報の公開

〔取組内容〕

- ①ごみ施策に関する情報に加えて、ごみ処理経費やごみ処理に伴う総合環境センターの温室効果ガスの排出量などの情報を近隣自治体や人口規模や産業構造が類似する自治体と比較する等市民にわかりやすく発信し、ごみ処理の透明性の確保に努めます。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページで市民1人1日あたりのごみ排出量を掲載したが、情報発信が十分できていないため。
<p>実施状況</p>	<p>市ホームページで市民1人1日あたりのごみの排出量を掲載した。</p>
<p>問題点</p>	<p>ごみ処理経費は例年9月議会（予算決算委員会）で資料提出しているものの、市民に十分行き届いているとは言い難い。</p>
<p>課題</p>	<p>ごみ処理に関する情報が市民に行き届くよう、どのような内容をどう届けるか検討する必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>毎月の市民1人1日あたりのごみ排出量の公開を行う。</p> <p>ごみ処理経費などの情報を市ホームページなどに掲載するほか、行政出前講座や施設見学の機会を捉えて説明を行う。</p>

「低炭素」：脱炭素社会につながる

高度な低炭素社会の構築

亀山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

及び亀山市気候変動適応計画



※本章と関連する SDGs のゴールのアイコンを掲載しています。また、特に関係の深いゴールは大きなアイコンで掲載しています。

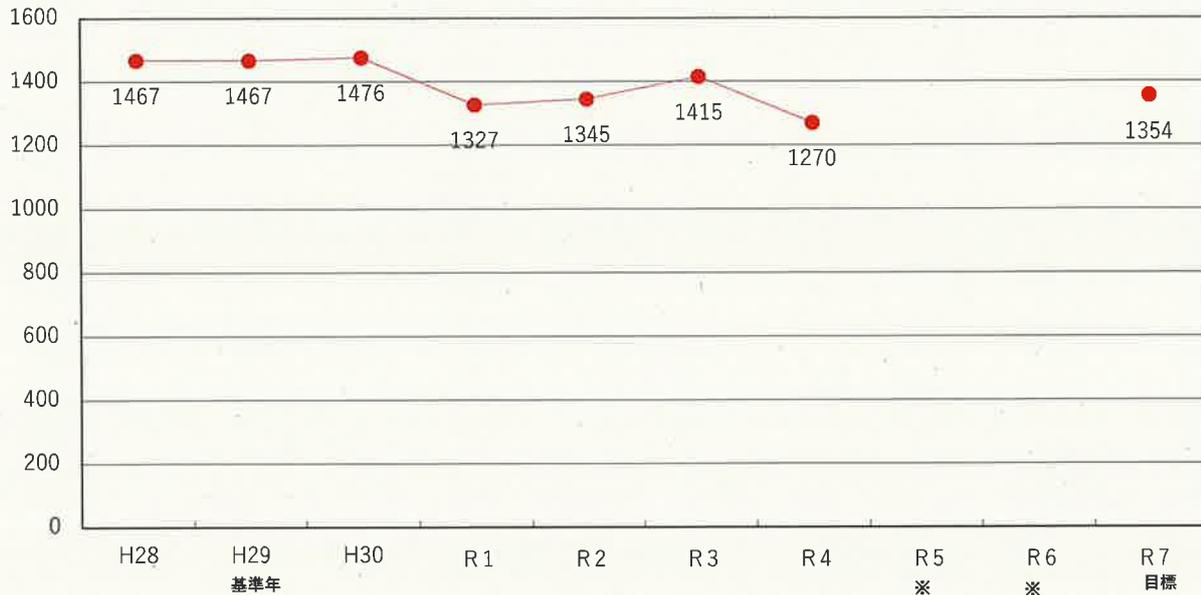
「低炭素」： 脱炭素社会につながる 高度な低炭素社会の構築



1. 成果指標に関する目標と実績

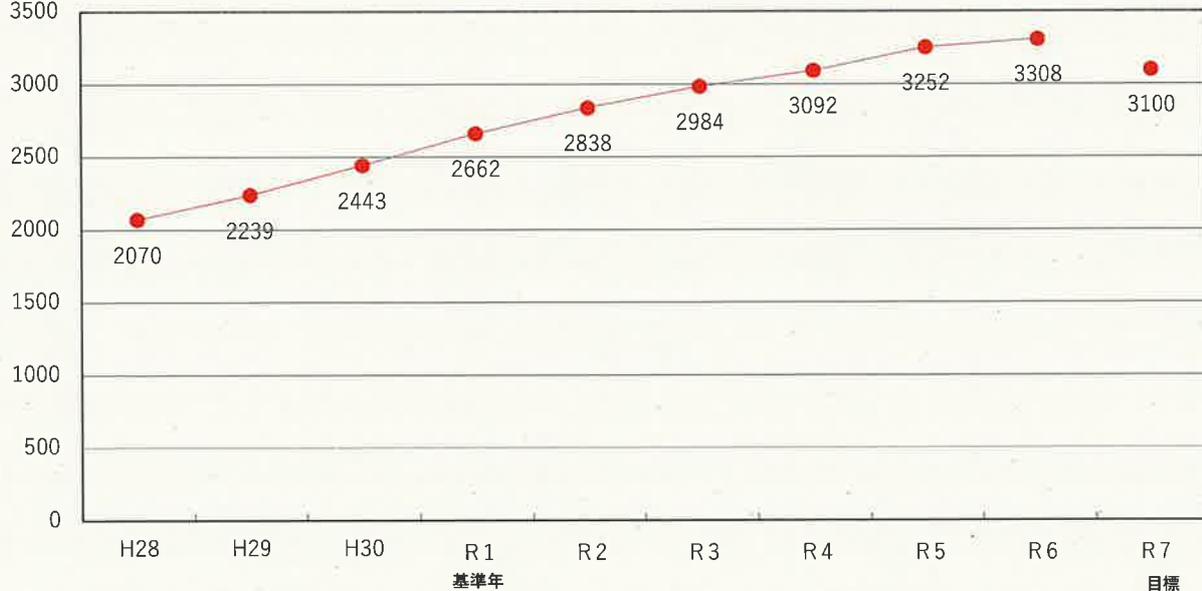
成果指標 市域における二酸化炭素排出量

(千t-CO₂)



成果指標 再生可能エネルギー発電施設の導入件数

(件)



※令和5～6年度の数値が未記載の理由は、国における各地方公共団体の二酸化炭素排出量についての公表が、現時点ではおこなわれていないことによります。

低炭素<取組方針1>

「減らす」(温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量を減らす。)

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずは進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林環境創造事業や森林経営管理事業等による森林整備の継続実施、居住誘導区域内への居住誘導策及び道路照明のLED化工事の完了（令和5年度）や防犯灯及び公共施設のLED化などに取り組むことができたが、省エネルギー・省資源行動・3Rの促進に関する周知・啓発活動等について十分な取り組みができていない。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組を進めているものについては引き続き取組を進めるとともに、更なる取り組み等が必要なものについては、効果的な実施方法等を検討・検証し、具体的な取組に繋げていく。 	

取組方針における施策の方向

(1) 省エネルギー・省資源行動に関する周知・啓発活動等の実施

〔取組内容〕

①広報かめやま、ホームページ等に省エネルギー・省資源行動に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずは進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 周知啓発を行ってはいるが、より効率的かつ効果的な方法を探っていく必要がある。
<p>実施状況</p>	<p>市ホームページにて地球温暖化対策について啓発を行った。また、緑のカーテンのゴーヤ苗の配布時に気候変動（熱中症特別警戒情報）についての啓発文書を配布。</p>
<p>問題点</p>	<p>気候変動（地球温暖化）について、市民が十分に認識し、適切な行動ができていない。</p>
<p>課題</p>	<p>気候変動に係る周知、啓発が少なかった。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>周知・啓発の方法を検討し、イベント等で市民の目に触れる機会を積極的に設ける。</p>

(2) 省エネルギー・省資源行動の促進

〔取組内容〕

- ① 3R（ごみの発生・排出を抑制する（Reduce）・使えるものは繰り返し使う（Reuse）・資源として有効利用する（Recycle））活動の促進を図ります。
- ② 省エネルギー家電（LED照明含む）、環境性能に優れた自動車、省エネルギー性能の高い住宅・建築物及びグリーン購入の普及促進を図ります。
- ③ パークアンドライドに関する普及啓発及びパークアンドライドに必要な情報の提供により、公共交通機関の利用を促進します。
- ④ 徒歩や自転車利用による移動に関する啓発を行い、近距離移動における徒歩・自転車移動の促進を図ります。
- ⑤ みどりのカーテンなどの効果的な日よけの普及促進等により、節電に寄与するとともに、節電意識の向上を図ります。また、節電意識の向上を図るために有効な取組について調査研究するとともに、その実施に向けた取組を進めます。

令和6年度進捗状況	B	〔理由〕 ・ 3Rの促進への周知・啓発を行っている。 ・ 啓発や緑のカーテンによる節電意識の向上に努めている。 ・ 公共交通の利用促進を図るための地域との意見交換会や出前講座を多く開催している。 ・ 十分な取組や具体的な取組にまで至っていない項目がある。
実施状況		3Rの促進では、施設見学などの機会を捉えて啓発した。環境月間に合わせて不用品の回収業者は適切に選ぶことや不法投棄について、また、三重県が実施し本市も参画する食品用トレイ分別回収（トレイトトレイ）について周知、啓発を行った。みどりのカーテンなどの効果的な日よけの普及促進のためゴーヤの苗を配布し、節電意識の向上に努めた。節電意識を高めるため小中学校での環境教育の実施について協議した。公共交通に関する意見交換会や出前講座を通じて、市内公共交通の利用方法について、事例を踏まえたきめ細やかな説明を実施。イベント時に公共交通利用による来訪促進を図るため、チラシに掲載したところ、コミュニティバスを利用した来訪があった。
問題点		3Rの促進では、市民への周知、啓発方法を工夫する必要がある。ゴーヤの苗を配布するための準備や管理に労力があることと配布希望者が多くすべてに行きわたらなかった。小学校で環境教育を実施したくとも、学校の判断によるもののため、実施は困難である。地域との意見交換会や出前講座では、情報提供が限定的である。また、各部、課が実施するイベント等で公共交通利用促進に関する仕組みが無い。
課題		3Rの促進では、広報以外での周知・啓発を行う必要がある。学校で環境教育を取り入れてもらえるよう工夫を行う必要がある。また、ゴーヤ苗の配布希望者が多いため、発芽率を向上させる必要がある。イベント開催時においてパークアンドライドによる来場の意識が低下している。
今後の方向性		市民が関心を持つような新たな情報や話題が提供できるよう情報収集に努める。少しでも発芽率を上げるために調査研究し実践する。各地域との意見交換会を計画的に実施するとともに、イベント時におけるP&RによるCO2削減の必要性を再認識してもらい、市民に周知する取り組みを行ってもらうようイベント開催事務局と情報共有を行う。

(3) 二酸化炭素の吸収源の保全及び強化

〔取組内容〕

- ① 二酸化炭素の吸収源として期待される森林については、環境林（非経済林・保全林）や生産林（経済林・利用林）といった、森林の区分に応じた森林整備や森林管理を推進します。環境林（非経済林・保全林）においては、災害に強い森林づくりや針広混交林への誘導など、多様な森林づくりを進めます。生産林（経済林・利用林）においては、森林資源の適正な育成と公益的機能の維持増進を図るための森林管理を行います。
- ② 林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図るため、2018（平成30）年度に国が構築した、手入れの行き届いていない森林を、市が仲介役となり森林所有者と担い手をつなぐ「森林経営管理制度」の更なる充実と展開を図ります。
- ③ 2011（平成23）年2月に策定した亀山市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の持つ二酸化炭素を吸収し、大気中に排出しない「炭素を固定」する性質を活かし、亀山市産材を利用した公共建築物の木造化、木質化を推進します。

令和6年度進捗状況	A	〔理由〕 ・ 森林環境創造事業及び森林経営管理事業等において、継続して森林整備が実施されているため。
実施状況		順調に進んでいる 森林環境創造事業、森林経営管理事業による森林整備、市による林業生産活動支援事業による利用間伐を推進、また、三重県による災害緩衝林整備事業や治山事業などにより森林整備を実施。
問題点		二酸化炭素吸収による地球温暖化防止機能をはじめとする森林の持つ公益的機能、木材生産機能を効果的に維持、発揮させるために、森林整備面積を拡大していく必要がある。
課題		二酸化炭素吸収による地球温暖化防止機能をはじめとする森林の持つ公益的機能、木材生産機能を効果的に維持、発揮させるために、森林整備事業を着実に実施することが大切であることから事業対象地域の拡大を図り、点ではなく面的な森林整備を行う必要がある。
今後の方向性		三重県に森林整備の要望を行うとともに、市の森林・林業施策の四本柱である、各事業を着実に取り組む。また、森林経営管理事業では、引き続き坂下、加太地区において事業を実施する。

(4) 低炭素なまちづくりと暮らしの推進

〔取組内容〕

- ①都市機能や居住の適切な誘導を行うとともに、道路や公共交通などを活用しながら快適な暮らしを支える、ネットワークを活用したコンパクトな都市づくりを推進することにより、脱炭素社会につながる高度な低炭素都市の実現を目指します。
- ②防犯灯や道路照明のLED化など、まちの暮らしの中での省エネルギー化を促進します。

令和6年度進捗状況	<p>A</p> <p>順調に進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路照明のLED化工事が完了。 ・公園緑地等の植栽が適切に維持管理されている。 ・地域公共交通のネットワーク化が進んでおり、利用者数は回復の傾向にある。 ・居住誘導区域内への誘導のための協議を実施している。
実施状況	<p>隣接市と連携した廃止代替路線バス利用促進チラシの回覧など利用促進を行うとともにバス運行業者との連携によるバスの乗り方教室を開催した。</p> <p>公園緑地等の植栽を適切に維持管理を実施した。</p> <p>自治会に対して補助を活用した防犯灯LED化への周知を行い促進を実施。また、道路照明のLED化については実施済。</p> <p>居住誘導区域内への居住が促進されるよう、区域外への建築物に対し、事前届け出を義務付け、届出時に区域内への居住誘導の協議を実施した。</p>	
問題点	<p>令和5年度に比べると公共交通の利用者数は回復の傾向にあるが、路線ごとの回復率に差が生じている。温暖化の影響なのか草木の育成が早くなっている。所有者不明の道路照明が存在している。防犯灯のLED化進捗率は4.8%増の58.9%であるが、補助金交付条件を満たさない防犯灯があるため、LED化が迅速に進まない。居住誘導区域への居住を協議しているが、居住誘導区域外での建築等が進んでいる。</p>	
課題	<p>市内バス路線の利用者数の回復が低迷している路線について、利用者ニーズの変化等現状把握に努め、実情に応じた利用促進を行う必要がある。草木の育成状況に合わせた草刈時期に見直しや市民と協働での管理を進める必要がある。所有者不明の道路照明について、所有者の特定が困難である。防犯灯LED化の条件が使用不能であるが普及促進のため条件の見直しが必要である。また、居住誘導区域内での建築等に対する助成制度を充実させる必要がある。</p>	
今後の方向性	<p>利用が低迷する各地域において、ニーズやサービス、コストを考慮した公共交通の最適な組み合わせによる地域性に応じた効率的で効果的な運行に向けて、地域、事業者、行政等が一体となった検討を行う。次期都市マスタープランの策定及び立地適正化計画の改定を予定しており、誘導効果を踏まえた施策の検討を実施する。公園等環境美化ボランティアの加入団体増加の働きかけを行う。道路照明の所有者調査を行い、必要であれば市名義に変更を行う。防犯灯LED化の補助金交付要綱の見直しを検討するとともに、防犯灯LED化の促進に向けた情報発信を行う。</p>	

(5) 公共部門における二酸化炭素排出量削減の取組の推進

〔取組内容〕

- ①「亀山市役所地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、公共部門における二酸化炭素排出量の削減に取り組みます。
- ②市が実施するイベント等において、徒歩・自転車利用、パークアンドライド等を促進します。
- ③行政サービスの提供や防災など行政の中心拠点となる新庁舎の設計・建設については、都市機能・防災面に加え、環境への配慮及び再生可能エネルギーの活用も含めた多面的な検討を行います。
- ④再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化など、環境に配慮した公共施設の建設・設備更新を進めます。

令和6年度進捗状況	<p>B</p> <p>まずは進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設のLED化が順調に進み、二酸化炭素の排出量削減に取り組んでいる一方、徒歩・自転車利用、パークアンドライド等の促進、その他より一層の取組が必要なため。
実施状況	<p>市が主催する一定規模以上のイベントで、徒歩、自転車利用、パークアンドライド等の呼びかけを行った。</p> <p>各施設及び設備管理における取組を通じて二酸化炭素排出量の削減に取り組むとともに、公共施設（28施設）のLED化を順次実施した。また、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の考え方を取り入れた脱炭素型庁舎の整備にあたり、亀山駅前を建設予定地として選定した。</p>	
問題点	<p>徒歩・自転車利用、パークアンドライド等が二酸化炭素削減に寄与することに関する周知が進んでいない。</p> <p>各施設や事業における節電等の取り組みは定着しており、更なる排出量の削減には、環境負荷が少ない設備に更新するなどハード整備を含めた検討が必要。</p>	
課題	<p>徒歩・自転車利用、パークアンドライド等が二酸化炭素削減に寄与することを伝える周知啓発を行う必要がある。</p> <p>省エネや再生可能エネルギーの導入に向けた設備更新などは財政負担を伴うことから、消費電力削減に向けた新たな取組を計画的に進めて行く必要がある。</p>	
今後の方向性	<p>徒歩・自転車利用、パークアンドライド等が二酸化炭素削減に寄与することに関する周知啓発を実施する。</p> <p>公共施設のLED化の促進や老朽化設備の更新、新庁舎における再生可能エネルギーの活用などについて計画的に取り組んでいく。</p>	

低炭素<取組方針2>

「活用する」(再生可能エネルギーを活用する。)

<p>令和6年度進捗状況</p> <p>B</p> <p>まずは進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーに関する周知・啓発活動を行っている。 新庁舎におけるZEB（ネット、ゼロ、エネルギー、ビル）の考え方を取り入れた脱炭素型庁舎の建設予定地を亀山駅前と選定した。 一方、適正導入による再生可能エネルギーの普及促進など多くの取組について具体化に至っていない状況である。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き再生可能エネルギーに関する周知・啓発活動を進めるとともに、具体化に至っていない取組について計画的に進捗を図る。 	

取組方針における施策の方向

(1) 再生可能エネルギーに関する周知・啓発活動等の実施

〔取組内容〕

- ①広報かめやま、ホームページ等に再生可能エネルギーに関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- ②再生可能エネルギーの不安定な発電出力を補完し、効率的な電力利用が可能な蓄電池の導入に関する周知・啓発を行い、再生可能エネルギーの導入促進に繋がります。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p>B</p> <p>まずは進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 市ホームページにおいて、再生可能エネルギーに関する啓発を行ったが、他の媒体も活用し周知・啓発活動を行う必要がある。
<p>実施状況</p>	<p>市ホームページにおいて、再生可能エネルギーに関する啓発を行った。</p>
<p>問題点</p>	<p>市ホームページ以外の媒体も活用する必要がある。</p>
<p>課題</p>	<p>市ホームページ以外の媒体も活用する必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>様々な機会を利用して周知・啓発活動を実施する必要がある。</p>

(2) 適正導入による再生可能エネルギーの普及促進

〔取組内容〕

- ①本市の豊かな自然環境と調和し、地域住民への十分な説明や健康への影響の評価等が図られた再生可能エネルギーの普及を促進するため、「再生可能エネルギーの適正導入を図るための制度」の導入について検討を行います。
- ②市域における二酸化炭素排出量の8割以上を占める製造業のうち第一種及び第二種エネルギー指定工場における二酸化炭素排出量や再生可能エネルギーの導入状況等の把握に努めるとともに、低炭素・脱炭素な事業活動の必要性等を継続的に周知・啓発し、一層の再生可能エネルギーの普及、省エネルギー・省資源行動への意識醸成を図ります。
- ③再生可能エネルギーの普及促進による二酸化炭素排出量の削減に加え、大規模災害時における電力確保の観点から、効率的な再生可能エネルギー等の活用のあるあり方について調査研究し、脱炭素社会につながる低炭素で安全・安心なまちづくりに向けた取組について検討を行います。

令和6年度進捗状況	〔理由〕 ・低炭素部会を開催したが、いずれも具体的な進捗にまで至っていない。
C	
あまり進んでいない	
実施状況	低炭素社会の実現に向けた検討を進めるための低炭素部会を開催し、再生可能エネルギー等の活用について議論を行った。 「再生可能エネルギーの適正導入を図るための制度」「製造業の状況把握」「効率的な再生可能エネルギー等の活用のあり方の調査研究」が行えなかった。
問題点	低炭素で安全・安心なまちづくりに向けた取り組みについて具多的な議論が行えなかったが、再生可能エネルギーの導入には多額の費用が必要。
課題	再生可能エネルギーの導入状況等の把握に努め、脱炭素社会につながる安心・安全なまちづくりに向けた取り組みについて検討を行う必要がある。
今後の方向性	再生可能エネルギーの導入状況等の把握に努め、脱炭素社会につながる安心・安全なまちづくりに向けた取り組みが行えるよう検討を行う。

(3) 公共部門における再生可能エネルギー等の導入

〔取組内容〕

- ①公共施設の大規模な改修や新設を行う場合は、再生可能エネルギー等の積極的な導入を図ります。
- ②公共施設での再生可能エネルギーの活用割合を増やすことによる環境負荷の低減や、防災拠点・避難所等における太陽光発電施設・蓄電池等の整備について調査研究・検討を進めます。

令和6年度進捗状況	〔理由〕 ・新庁舎におけるZEB（ネット、ゼロ、エネルギー、ビル）の考え方を取り入れた脱炭素型庁舎とし、具体的な建設予定地を選定した。3ヶ年で公共施設（68施設）のLED化を進めたが、他の公共施設における再生可能エネルギー等の導入について、総合的・具体的な計画がない状況であるため。
B	
まずは進んでいる	
実施状況	環境未来創造会議低炭素部会を開催。公共施設LED化推進事業にて、市立医療センターや総合環境センター、総合保健福祉センターなど28施設のLED化を実施。新庁舎におけるZEB（ネット、ゼロ、エネルギー、ビル）の考え方を取り入れた脱炭素型庁舎の建設予定地を亀山駅前と選定した。
問題点	太陽光発電施設・蓄電池等の整備に多額の費用が必要となる。 環境負荷低減に配慮した庁舎とすることにより、建設や維持管理にコストに係る場合がある。公共施設のLED化事業は、事業効果が大きい施設（68施設）を対象としたが、残る施設の対応が必要となる。
課題	太陽光発電施設・蓄電池等の整備に多額の費用が必要となる。 再生可能エネルギーの活用は、ライフサイクルコストを踏まえ、比較検討し決定する必要がある。 現在実施するLED化事業の事業成果を踏まえ、残る施設についての事業手法を含めて検討する必要がある。
今後の方向性	環境未来創造会議でハード面以外で取り組めることはないか議論を行い、低炭素で安全・安心なまちづくりのあり方について検討する。省エネや再生可能エネルギーの導入に向けた設備更新など、事業手法や実施時期を検討する。

低炭素＜取組方針3＞

「適応する」(気候変動の影響に適応する。)

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内環境調査の結果を「亀山市の環境」にとりまとめて公開したが、気候変動に関する内容の追加に至っていない。指定避難所の環境整備による防災体制の確立や農地・森林の整備により水源涵養機能が確保され、農地や森林の保全が促進できている。また、健康被害を未然に防止するための周知啓発等を行っている。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き防災体制の強化や農地・森林の整備、健康被害の予防のための周知啓発等を進めるとともに、担い手不足や高齢化への対策や効果的な予防に関する周知方法を検討する必要がある。 	

取組方針における施策の方向

(1) 気候変動の影響への適応

〔取組内容〕

- ①気候変動の影響が予想される農業等の分野において、農業者に高温耐性品種等に関する情報提供を行い、気候変動の影響への適応を促進します。
- ②気温の上昇を一因とする河川等の水温の上昇、降水特性の変化による河川水質の変化や河川流況の変化、気候変動の影響による植生や野生生物の分布の変化、産業・経済活動等への影響に関する情報等について、必要に応じて情報発信を行う等により、各分野における気候変動の影響に対する適応を促進します。
- ③現在、気候が非常事態にあるという危機感を「共有」とともに、気候変動の影響に対し、市民、事業者、行政が一体となって「行動」していくための「気候非常事態宣言」について検討を進めます。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年7月10日に亀山市気候非常事態を宣言。 市内環境調査の結果を「亀山市の環境」にとりまとめて公開したものの気候変動に関する内容の追加に至らず、また、その他の適応に関する取組についても進めることができていない。
<p>実施状況</p>	<p>市内環境調査を実施し、その結果を「亀山市の環境」にとりまとめ、市ホームページにて公開した。令和5年7月10日に、市民、事業者、行政が一体となって「行動」していくための「気候非常事態」を宣言。</p>
<p>問題点</p>	<p>「亀山市の環境」について、気候変動に関する内容の追加までは至っていない。農業分野における技術的な普及啓発は専門員のいる三重県が行い、市は行っていない。</p>
<p>課題</p>	<p>「亀山市の環境」について、気候変動に関する内容の追加が必要である。三重県四日市鈴鹿地域農業改良普及センターと連携し、農業分野における技術的な普及啓発に取り組むことが必要である。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>「亀山市の環境」について、気候変動に関する内容の追加を図る。三重県四日市鈴鹿地域農業改良普及センターと連携し、農業分野における技術的な普及啓発に取り組んでいく。</p>

(2) 自然災害の軽減・回避

〔取組内容〕

- ①「亀山市国土強靱化地域計画」「亀山市地域防災計画」に基づき、防災都市づくり、公共施設の安全確保・整備、地盤災害予防など、地震、風水害等に対する総合的な防災体制の確立を図ります。
- ②様々な災害時に必要な都市機能を維持することができるよう、公共施設や道路等を含めた都市インフラの強靱化を推進します。
- ③農地や森林が持つ、洪水・土砂崩壊・土壌流出を防止する機能や、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる水源かん養機能などを確保するため、農地や森林の保全等を促進します。

令和6年度進捗状況	〔理由〕 ・災害に強いまちづくりや農地・森林の整備に取り組んでいるが、指定避難所の環境整備に時間をようすることと担い手の高齢化と後継者不足の問題を解消する必要がある。
B	
まずまず進んでいる	
実施状況	指定避難所にスポットクーラー、ファミリールームや簡易ベットを導入し、指定避難所の環境整備に努めた。農地・森林の整備を行うことによる洪水・土砂崩壊・土壌流出の防止・水源かん養機能の確保を行った。
問題点	農地を保全するための担い手の高齢化と後継者不足による耕作放棄地の増加が考えられる。指定避難所1箇所に対して複数の資機材が必要のため環境整備に時間を要する。
課題	農地・森林の整備については、担い手の高齢化と後継者不足解消をする取組みが必要である。資機材の必要数の把握、整備が整うまでの代替や保管場所を確保する必要がある。
今後の方向性	農地・森林の整備についてはより広範な取り組みとなるよう事業の周知や説明会の開催するなど取組に向けた支援を行う。 資機材の現状を把握、また、必要数等の導入を計画し、保管場所等も含め検討する。

(3) 健康被害の予防

〔取組内容〕

- ①暑熱による健康被害を未然に防止するため、熱中症予防に関する市民への情報提供を積極的に行うとともに、熱中症への対応方法等の周知を行います。
- ②感染症を媒介する動物の分布域の拡大の状況に応じた感染症対策等について、必要に応じて市民への情報提供・注意喚起を行います。

令和6年度進捗状況	〔理由〕 ・健康被害を未然に防止するための周知啓発などの情報発信を行っている。
A	
順調に進んでいる	
実施状況	広報かめやまにより、熱中症予防と対応方法の特集記事を掲載し、周知を行うとともに、市ホームページと市公式LINEでの熱中症に関する注意喚起を実施。また、日本脳炎などの感染症予防接種に関する周知を行った。狂犬病予防法による狂犬病予防注射に関する周知、啓発及び予防注射の案内を送付。
問題点	狂犬病予防注射の接種率が7割である。
課題	地球温暖化による平均気温の上昇と、高齢化の進行などにより、引き続き熱中症対策に関する啓発を行う必要がある。狂犬病予防注射の接種率を高めるための手法等の検討が必要。
今後の方向性	広報、市HP、市公式LINEでの周知啓発とともに健康教育では、対象の市民にあった熱中症予防対策について周知を行う。狂犬病予防注射を接種する必要性を周知、啓発していく。

「参画・協働」：参画と協働による推進



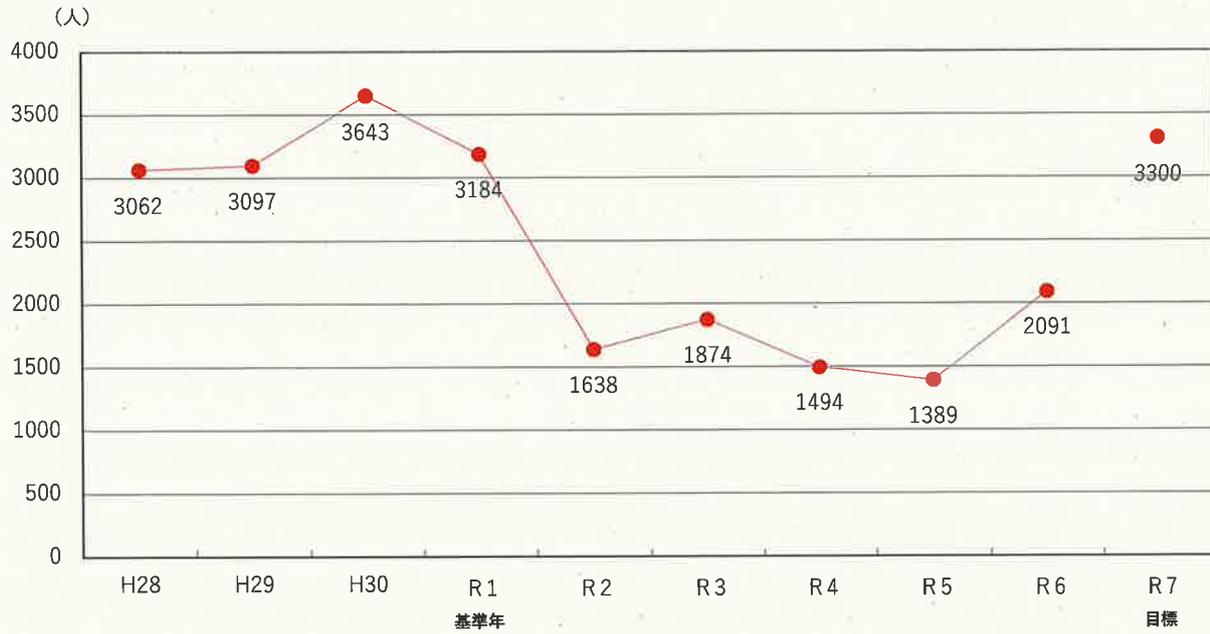
※本章と関連する SDGs のゴールのアイコンを掲載しています。

「参画・協働」 : 参画と協働による推進

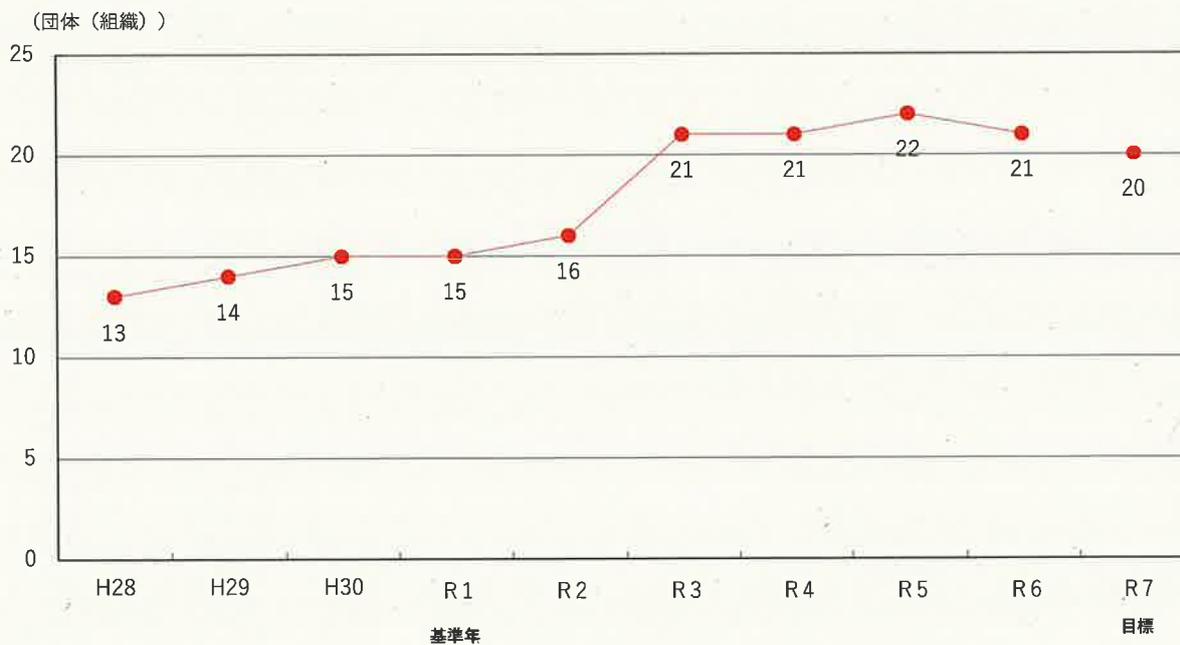


1. 成果指標に関する目標と実績

成果指標 環境に関する講座等への参加人数



成果指標 環境関連分野において連携・協働による取組を行っている団体（組織）数



参画・協働<取組方針1>

「学ぶ」(環境教育・環境学習を推進する。)

<p>令和6年度進捗状況</p> <p>B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種広報媒体により環境に関する周知啓発活動を行うとともに、小中学校における環境学習の機会の提供、環境関連の書籍の購入及びテーマ展示や環境に関する生涯学習の機会を提供することができる。 ・各種イベント等で環境に関する周知、啓発が行えていない。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の周知啓発活動や環境学習、生涯学習の機会を継続して提供する。 ・各種イベント等で環境に関する周知、啓発を行う。 ・学びの成果を地域で役立てられるよう、支援を行う。 	

取組方針における施策の方向

(1) 環境に関する周知・啓発活動等の実施

〔取組内容〕

①広報かめやま、ホームページ等に環境に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p>B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報かめやま、ホームページ、行政情報番組、出前講座や図書館における環境関連書籍の購入、テーマ展示等、環境に関する周知啓発活動等を行っているが、各種イベント等での周知、啓発が行えていない。
<p>実施状況</p>	<p>広報かめやま、ホームページ、出前講座等において、食品用トレイの分別回収モデル事業に関する記事、生物多様性・特定外来生物・野焼きの禁止など、環境に関する周知啓発活動等を実施した。</p> <p>図書館において新規購入の選書時に環境関連書籍の収集を意識した。また、テーマ展示コーナーやミニ展示台にて関連書籍展示を実施し、来場者へ情報提供を行った。</p>
<p>問題点</p>	<p>周知啓発媒体については、広く一般に周知啓発するもの、対象者が限定されているもの等があるが、広く周知啓発するための方法等を検討する。亀山市立図書館蔵書計画に基づく広範な選書が求められるが、情報収集の不足等により、資料収集が進んでいない。</p>
<p>課題</p>	<p>広く周知啓発するために、効率的かつ効果的な周知啓発活動を行う必要がある。亀山市立図書館蔵書計画に基づき、環境関連分野の資料収集にあたり特定分野に偏ることなく幅広い分野に目を向け、市民ニーズを的確に把握し、体系的かつ計画的に収集する必要がある。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>現行の周知啓発活動を継続するとともに、有効な手法を検討し、それに沿った周知啓発活動を実施する。環境関連分野の市民活動団体等と協働し、環境分野に関する市民ニーズの把握に努める。また、行政連携によるテーマ展示や講座などのイベントを企画・開催し、収集した資料の活用促進を図る。</p>

(2) 環境教育の推進

〔取組内容〕

- ①小学校・幼稚園・保育園において、自然体験学習を通じた環境教育を実施します。
 ②事業者との連携により、中学校において環境出前講座を開催するとともに、事業者における環境への取組を見学・体験することを通じて環境学習を推進します。

令和6年度進捗状況	<p>B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校において、環境デーを通じた環境教育を実施するとともに、中学校においても、事業者との連携による環境出前講座を実施したが、事業者における取組の見学・体験する機会を提供できなかったため。
実施状況	<p>ごみ拾い活動や清掃作業等の活動を通じて学校内や地域の環境美化に努めるなど、各校で地域の特性を生かした「環境教育」に取り組んだ。また、中学校においても、事業者との連携による環境出前講座により、環境学習を実施している。</p>	
問題点	<p>企業における環境への取組を見学できる機会を提供できていない。また、SDGsにつながる取り組みを行い、自分たちの生活と環境問題が深いかわりがあることや身近な環境問題について考える機会を作る必要がある。</p>	
課題	<p>事業者における環境への取組を見学、体験する機会を設ける必要がある。学校だけではなく、保護者や地域とともに活動できるように、学校での取り組みを広く知らせていく必要がある。</p>	
今後の方向性	<p>事業者における環境への取組を見学、体験する機会を設けられるように事業者と協議、検討を行う。また、環境学習に関する取組を学校ホームページや学校だより等を活用し、保護者や地域へ発信していく。</p>	

(3) 環境に関する生涯学習の機会の提供

〔取組内容〕

- ①幅広い世代を対象として、環境をテーマとした講座・カリキュラムを開催し、環境に関する学習機会を提供します。
 ②一般的な内容に留まらない専門的な学習機会を提供するとともに、学びの成果を地域で役立てる仕組みを構築し、学びをとおした地域づくりを促進します。

令和6年度進捗状況	<p>A</p> <p>順調に進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央公民館における環境をテーマとした講座の実施等を通して、環境に関する生涯学習の機会を多く提供している。また、学びの成果を地域で還元できるよう支援を継続する必要がある。
実施状況	<p>中央公民館における環境をテーマとした教養講座として、「葉草、葉木に触れる」、「星を眺め、宇宙を想う」等を実施した。かめやま人キャンパスによる環境に関する講座が終了。</p>	
問題点	<p>講座などの内容を定例化すると対象者である市民の興味・関心が薄れていく懸念がある。3年継続の講座のため、令和7年度まで環境に関する講座が開催できない。</p>	
課題	<p>環境をテーマとした「学び」を身近に感じてもらえるフィールドワーク等様々な工夫を取り入れた内容で「楽しみながら学べる」講座の充実を図る必要がある。環境に関する講座の修了者に学習の成果を地域に還元してもらえるよう支援を継続していく必要がある。</p>	
今後の方向性	<p>令和7年度も教養講座、7感に響く亀山において、「環境」をテーマとした内容を採用し、学習機会の提供に努める。</p>	

参画・協働<取組方針2>

「みんなで進める」(みんなで協働して取り組む。)

<p>令和56年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 三重大学からの審議会への参画を得るとともに、環境審議会に第2次環境基本計画の進捗について報告及び協議を行った。また、環境未来創造会議及び「共生」「快適」「循環」「低炭素」の各部会を開催し、計画の推進方策の協議を行った。
<p>〔今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 審議会からの課題や意見を課内で整理を行い、取り組めることについては取り入れる。 <p>各環境分野の特徴時応じた分かりやすいカリキュラムを作成する必要がある。</p>	

取組方針における施策の方向

(1) 多様な主体の参画と協働

〔取組内容〕

- ①市民、行政、事業者、学識経験者等、多様な主体により構成される亀山市環境審議会及び亀山市廃棄物減量等推進審議会において、環境に関する審議・検討を行い、環境に関する取組を推進します。
- ②三重大学と亀山市の相互友好協力協定に基づき、政策立案等の際、必要に応じて三重大学と連携協力するとともに、引き続き産学民官の連携による環境教育の推進を図ります。
- ③廃棄物減量等推進委員（ごみダイエットサポーター）、地球温暖化防止対策推進員や、関係する市民活動団体、市民や事業者等が参画する、「環境」に関する部会及び検討会議を設置し、本市の環境に関する問題や課題の現状等を的確に把握し、効果的な施策の推進に繋がります。

<p>令和6年度進捗状況</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p> <p>まずまず進んでいる</p>	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 三重大学からの審議会への参画を得るとともに、環境審議会に第2次環境基本計画の進捗について報告及び協議を行った。また、環境未来創造会議及び「共生」「快適」「循環」「低炭素」の各部会を開催し、計画の推進方策の協議を行った。
<p>実施状況</p>	<p>環境審議会に第2次環境基本計画の進捗に関する令和5年度の実績を報告を行った。環境未来創造会議及び「共生」「快適」「循環」「低炭素」の各部会を開催し、効果的な施策の推進につなげるための協議を行った。また、廃棄物減量推進委員（ごみダイエットサポーター）による消滅型処理容器「キエーロ」、放置自転車問題等について意見交換会を開催。</p>
<p>問題点</p>	<p>審議会委員からの課題や意見を施策に反映できていない。また、環境未来創造会議の各部会での協議が形式的になる恐れがある。</p>
<p>課題</p>	<p>審議会委員からの課題や意見をどのように反映していくのか検討する必要がある。環境未来創造会議の各部会での協議が有意義になるようにしていく必要がある。ごみダイエットサポーターとの意見交換会の内容が多岐にわたるため、意見交換会を行っても内容を生かせるような検討が行われていない。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>審議会からの課題や意見を課内で整理を行い、取り組めることについては取り入れるように努める。市が重点を置きたいと考えることに対する意見交換を行う。各環境分野の特徴に応じた分かりやすいカリキュラムを作成する。</p>